

1. 平成30年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成30年3月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長

藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

岡 文 男

議会事務局
議会総務課
課 長 補 佐

加 藤 光 俊

議会事務局
議会総務課主査

武 藤 淳

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日にわたり出務、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は17番 清水敏夫君であります。

本日は、北濃小学校6年生の皆さんから傍聴をいただいております。

ただいまより本会議を、議事進行を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 三島一貴君、18番 美谷添生君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序につきましては、あらかじめ抽せんて決定をいたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（渡辺友三君） それでは、15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

3月に入りましてもう15日、半月が過ぎたということで、ことは本当に寒い冬でありましたけれども、きのうもそうでしたけれども、春を思わせるような気温だということでもあります。

先ほど議長のほうから許可をいただきました。きょうは私の地元であります北濃小学校の校長先生、そしてまた担任の先生、そして生徒の8人の皆さんが傍聴に来ていただきました。本当にあり

がとうございます。

北濃小学校においては、ことしは白山開山1300年ということで、本当にいろんな事業に参加していただきました。そしてまた、世界農業遺産「長良川の鮎」が認定されたというようなことで、北濃小学校においてはミニ水族館等をやっていただき、ありがとうございます。これもひとえに教育委員会、また、北濃小学校の校長先生を初め先生方のおかげと感謝をいたしておるところでございます。

そういったことで、一般質問に入らせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、長良川鉄道について質問をいたします。

北濃小学校の生徒さんにつきましては、北濃小学校の東側を長良川鉄道が走っておるということで、せっかく傍聴に来ていただきましたので、一緒に勉強していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長良川鉄道のまず初めに、ルーツをちょっとひもといてみたいと思っております。長良川鉄道については、前身は国鉄の越美南線を大正9年、中京圏と北陸を最短で結ぶ北陸本線のバイパスの路線となる目的で建設が始まったということであります。そして、平成9年には、美濃太田から北濃駅までの72.1キロが完成し、それ以北の延伸工事は難工事ということで、越美北線との連結は延期され、現在に至っております。

越美北線との連結については、北濃駅からスイッチバックと申しますか、あそこから現在の北濃駅から白鳥町のほうへ来て、そして九頭竜湖のほうへ行って、今の九頭竜湖駅につなぐ予定だったと思っております。

ちなみに、昔の人の話を聞きますと、私の住んでおる二日町においても、計画のくいが打ってあったというようなお話でありました。

そして、当時は名古屋から急行「おくみの号」とか、また春秋の臨時急行「みぼろ号」、そして郡上おどり徹夜列車、奥美濃へのスキー列車であります「銀嶺号」とか次々に観光客やスキー客を運んでにぎわいを見せたということでもあります。

また、観光列車はもとより、奥美濃の豊富な木材の搬出や物資の貨物列車にも大きな役割を果たしたということでもあります。

その後、156号線、岐阜国体があるというようなことで、全面改良の工事が終わると鉄道のにぎわいに陰りが見え始め、バスやマイカーの普及、そしてトラック輸送がそれに拍車をかけたということでもあります。

その後、昭和61年、第三セクター株式会社長良川鉄道として存続が決まり、経営の合理化が図られるようになったわけであります。その後、東海北陸自動車道の北進への整備が進む中、沿線周辺の人口減少、また少子化等が進み、現状打破を乗り切る切り札として経営の安定化を目指し取り組

んできたことが、現在あります観光列車「ながら」の運行であります。

ちなみに、長良川鉄道の現在の社長は郡上市の日置市長であります。

こうしたことを踏まえ、観光列車「ながら」運行してこの春で2年になりますが、成果と状況、また、この4月に新しく運転開始が予定されております列車等の内容、運行予定について1点目、お伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、「ながら号」の2年の利用実績についてお答えしたいと思います。

平成28年度の利用者数でございますけど、金土日の定期運行の乗車人数は1万7,472人、それから、団体等による貸し切り運行による乗員が2,910人、それから長良川おんぱくの企画等による企画運行で255人、合わせて2万637人ございました。

それによります運賃収入あるいはサービス料であるとか、グッズの売り上げ等を含めました売上総額は、8,550万円ほどございまして、それに伴います必要経費を差し引きますと、「ながら号」の運行によりまして、2,000万円余の利益がありました。

29年度でございますけど、29年度につきましては、乗車率の目標を前年度の70%というところで設定して運行を始めております。30年の1月末の利用実績でございますけど、合計でございますけど、1万4,223人ということで、対前年の同月の時点でいいますと、77.4%という数字になっております。

しかしながら、2月、3月は利用率が非常に低いということがございますので、このまま行きますと、この低いところを見るとこの70%の達成というのは厳しいのではないかと、こういった29年度の現状がございます。

それに伴います利益でございますけど、つきましては、昨年は2,000万円ほどございましたけど、それでも今年度は1,000万円ぐらいの利益は見込めるのではないかというふうに考えておるところでございます。

そういったところから経営の安定化については、経営貢献をしているということとは言えると思います。

そのほかの効果としましては、地元の料理でありますとか、お土産の仕入れ、あるいはアテンダントの雇用、それから沿線市町への観光客の誘致、そういう点もございまして、地元への経済効果というのはある程度生み出されているのではないかというふうに考えております。

課題としてわかってきたことでございますけど、29年度に利用者が減ったというところでございますけど、やはり運行2年目ということになりますと、マスコミ等の露出も減りますし、また、珍し

さでありますとか新鮮さ、そういったところにつきましてやっぱり初年度と違ってその辺のところは低下しておるというところで、利用者の減にあらわれておるんじゃないかというふうに思っております。

また、他の鉄道会社もこういった観光列車を走らせる計画が多々出てきましたので、そういった鉄道効果、観光列車、そういうところの差別化もこれからは図っていく必要があるんじゃないかというふうに捉えておるところでございます。

そういった中で、「川風号」のというところの質問でございますけど、この4月から長良川の「川風号」導入を考えております。この「川風号」でございますけど、現在走っております「森号」、「鮎号」の高級路線を維持しつつ、料金を低くすることで、リーズナブルでありながらプレミアム感のある新しい企画列車として、新規の旅客獲得につなげていきたいというふうに思っております。

また、新しい長良川鉄道の話題提供ということで、メディアの露出も大きくなるというようなことで、長良川鉄道をさらにアピールしてリピーターをふやしていきたいというふうに思っております。

この「ながら号」でございますけど、デザインは、「鮎号」、「森号」と同じく水戸岡鋭治先生のデザインということで、コンセプトにつきましては、長良川鉄道沿線の四季折々の自然や食文化などを列車の中で楽しんでいただける列車となっており、座席につきましては、横並びのロングシートを採用ということでございます、ここに付けてございますけど、横並びということのロングシートということになっております。

これにつきましては、今回の「ながら号」につきましては、観光目的の企画列車……。

（「違う、川風」と呼ぶ者あり）

○市長公室長（三島哲也君） 「川風号」でございますけど、観光目的の企画列車だけでなく、一般車両としても利用したいということでございまして、このテーブル席を外すことによりまして、通常の一般の車両としても使っていきたいというふうに考えておるところでございます。

この外装は今の「森号」、「鮎号」と同じくロイヤルレッドの色ということになっておりますし、内装につきましては、外装とコントラストをなす白を基調とした、こういった内装というふうになっております。

この「川風号」の運行でございますけど、原則、土曜日だけの運行でございます。運行開始後の4月、5月に限り土曜日以外の運行日も設定されております。地域の食材を用いた2種類の利用プランがございます。「ながら」の川風弁当プランは、1人6,000円ということになっております。運行区間は、関駅を12時21分発から郡上八幡が13時20分着ということでございます。

それから、もう1点のプランでございますけど、奥美濃の幸ほろ酔いプラン、これにつきまして

も、同じく1人6,000円ということで、運行区間は、郡上八幡駅を16時10分発から美濃太田駅17時39分着というふうになっております。

「川風号」につきましては、多目的に利用できる列車として、列車内で結婚式やイベントの開催、こたつ列車の運行等も予定されておりまして、長良川鉄道の魅力アップ、地域の活性化に貢献できるものというふうに期待しておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。やはりビジネスは次なる施策を打ち出していく、それも資本力を計算に入れながらでありますけれども、それによって将来が見えてくると思っております。

今回のこの「川風号」3号車でありますけれども、4月18日に運行開始と聞いておりますので、期待することは大でありますので、また結果については御報告いただければと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、「ながら」運行開始もあり、観光利用者を初め市内利用者等へのサービス向上に向けて、各駅舎の改修について順次整備をしていただいております。

大矢駅のトイレ、また郡上八幡駅舎の改修、郡上八幡駅の駐車場、トイレ等々の改修が終わりました。越美南線が開業をして83年がたつておるということで、多くの歴史ある素朴なローカル列車の駅舎もあり、これも一つの魅力と感ひますが、最低限の安全を確保しつつ、施設の維持をしてきているところだと推察をいたします。

そうした中で、今後、北部、とりわけ郡上大和駅、美濃白鳥駅、北濃駅等について、今後どのように考えておられるか、御見解をお聞ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 駅舎の整備でございますけど、長良川鉄道は全長72.1キロということでございまして、その間に38の駅がございます。

改修につきましては、先ほど議員が申されましたように、大矢駅、それから八幡駅舎を開業当時の姿に復元して観光資源となるような、そういったような機能の充実、観光機能の充実を図るとともに、観光資源としての活用を取り組んでおるところでございます。

白鳥駅でございますけど、職員が常駐する有人駅であり、市北部における列車の始発駅であるということで、非常に重要な駅というところは認識しておるところでございます。

しかしながら、御存じのとおり、長良川鉄道の経営状況を見ますと、非常に厳しいことがあると

ということで、会社としましては、安全な運行の確保を最優先課題としまして、まずは枕木の路線や軌道の整備、そういったことについて、重点的に行っていきたいというところを聞いておるところでございます。

したがいまして、駅舎につきましては、最小限の修繕による施設を維持しておるというのが現状というところでございます。

現在でございますけど、長良川鉄道につきましては、将来的な鉄道経営について検討を行っておるところでございます。今、中部縦貫自動車道の延伸による公共交通網の変化、交通拠点としての機能の確保のため、施設整備についてもその中であわせて検討していく必要があるというふうに考えております。

したがいまして、今後でございますけど、駅舎整備につきましては、白鳥市街地の地域振興施策、そういったところも含めて長良川鉄道とあわせて白鳥地域の振興施策、そういったものをよくあわせながら、今後、協議をして進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。長良川鉄道については、今室長が言われたように大変厳しい状況であります。29年度の一般会計補正予算につきましても、6,493万円の損失補填を計上していただいておりますけれども、私は思いますのに、駅というのは、家と言えば玄関であります。家の玄関を見れば、中に住んでいる家庭がわかると言われております。

また、駅舎については、古きを温め新しきを知る、つまり温故知新、そういった考えも必要かと思っております。

いずれにしても、観光客、利用者の皆さんが長良川鉄道に乗って思い出深い鉄道になればと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ただいま今、室長が申し上げましたように、郡上市にとっては、横軸、つまり東西の自動車道の整備が進められております。それは中部縦貫自動車道、そして濃飛横断自動車道であります。中部縦貫自動車道については、大野市、勝山を初め北陸のお客さんの入り込み、また濃飛横断自動車道については、中津川のリニアの関係、また下呂温泉等々多くの誘客を願うところであります。

こういった道路の整備ではありますけれども、鉄道とのコラボによって長鉄に光るものがあれば、多くの人々が利用すると考えております。

また、宿泊施設についても、大和には民間であります、大きなホテルができると聞いております。また、積翠園においても、今後改修に入るということでもあります。旅館、民宿等々含めて、観光立市を目指す郡上市にとって、長良川鉄道は中部圏の中でも起爆剤になるべき使命感があると私は思っております。

長良川鉄道は、レガシーコストであるかもしれませんが、また大きな資源であると思います。今後、将来への期待に胸を張って検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、長良川鉄道の挑戦第2弾でありますけれども、先月2月21日でありますが、長良川鉄道とヤマト運輸の貨物混載車両の出発式の報道がありました。また、この施策については、昨年11月より実証実験を行い、それを踏まえて出発式に至ったということでもあります。

こういった事業は、車内の空きスペースを利用するということで、効率的ではありますが、混載ということで利用者への配慮も必要と考えます。

そうした中で、3つ一遍に質問しますけれども、連携による双方のメリット、そして、今回は関駅から荏安駅までと聞いています。今後は北進はあるかということ、そして、あと1つは、他の大手運送会社との連携はあるかどうか、お聞きをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず、その前にきょうは北濃小学校の皆さんが傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。北濃小学校の皆さんには、「あゆパーク」の建設や、あるいは白山開山1300年、こうしたイベントへの参画していただいて、盛り上げていただいたことを心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また、ただいまは尾村議員から、いろいろと長良川鉄道に対する積極的な御提言やお励ましをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま御質問のございましたこの長良川鉄道が、いわば「貨客混載」ということで、本来、お客様を運ぶ鉄道なんですけれども、貨物を同時に運ぶという試みを始めたということについての御質問がございました。

長良川鉄道、越美南線当時は、それこそ木材であったり、さまざまな貨物列車というものは走っておりまして、当然物流にも大きな役割を果たしていたわけですが、今は基本にお客様をお運びするということなんです、必ずしも全てのダイヤ便にお客様がいっぱい乗っていただくというわけではございませんので、何とか鉄道の経営にも資するようにということで、今回こういうヤマト運輸とのコラボレーションを始めたわけであります。

先ほどもお話がございましたが、今、始めましたのは長良川鉄道の関駅から美濃荏安駅間でありますけれども、距離にしますと約23キロメートルでございます。時間にいたしますと、約40分間ぐらしかかるんですけれども、この間、日中の比較のお客様の少ない関を13時16分発美濃荏安駅13時55分着という、この便を毎日利用して一定のヤマト運輸の貨物を列車の中に積み込み用の一定の装置をつくりまして、そしてそれをしっかり固定をする装置をつくりました。そういう形で運搬をするということでございます。

最大重さは300キログラムぐらいまでは積めるということですから、60キログラムの体重の人にすれば、5人分ぐらい乗ったぐらいの乗車ということで、余り安全面とか鉄道のレールや枕木等に係る重量とかということでは、そんな問題になるものではございません。

問題は、お客様と一緒に、乗られたときに車内での安全ということがございますので、十分固定をして載せていくということございまして、いろいろ貨客混載というのは、いろんなところで試みられているんですが、多くは貨物の運送を依頼した運輸会社のほうのどなたか添乗されるというのは普通で、今回のように駅で預けてそのまま鉄道側がお預かりをして、また鉄道側が目的駅でおろすという方式は、ちょっと全国的にも珍しいということで注目をされております。

これは、そういうことございまして、今始めたわけですが、今後この運送、その効果でありますけど、もちろん運輸業界のほうは人手不足であったり、それから自動車運送ということで、当然大気環境中にCO₂というようなこともございますから、そういう環境面でもいいということもございますが、いずれにしろ一定区間をこういう鉄道で運ぶということで、運送会社側にしてみますと、その分浮いた分を人手を他の仕事に回すことができるとか、そういうメリットがあるということでございます。

鉄道側とすれば、これはそれほど決して多くはございませんが、やはりこうした貨物も運ぶことによって一定の運輸収入を得ると、こういうメリットがあるわけでございます。

今後、この運送区間を延長できるかどうかということでもありますけども、課題は例えば八幡あたりへ持っていきたいんですけども、美並のほうから北濃のほうへ向かう列車が着くのは跨線橋を渡らなければならない、反対側のホームになるものですから、じゃ、そこでおろした貨物をどうやって運ぶかというような課題があつて、なかなか八幡駅ではちょっとなかなかやりにくいという問題もございますが、いろいろと今後検討してまいりたいというふうに思っておりますし、また、今回こういうことをやったということで、他の運輸会社であるとか、そういったところからも注目をいただいているようでございますが、まずは、ヤマト運輸との貨客混載の試みを続けながら、そうした今後の発展についてもいろいろと検討をしてみたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 先般、新聞によりますと、西濃のほうの大手運輸会社においては、今市長が言われたように、運転手（ドライバー）不足と申しますか、そういったことで車にもう1台トレーラーをひっつけて、2台一緒に1人のドライバーで運ぶとか、けさもテレビでやっておりますけれども、今引っ越しの時期ということで、なかなかドライバーがいない、車は余っているけどドライバーはいないというようなことで、引っ越し難民と申しますか、そういった方が出てくるということでもあります。

けれども、やはり長良川鉄道の持つておる乗客を運ぶ、そういったことを重視して、そして空きスペースを利用してそういったことをするということは、また収益にもつながってくると思いますので、こういった形で少しでも赤字の補填ができればと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、地方創生の一環であります公共交通機関の整備事業であります。

新聞によりますと、この記事は関市から各務原の鵜沼につながる新線、つまり鉄道の新線構想であります。

この構想については、中京圏、とりわけ名古屋駅、セントレア等の海外、またインバウンドのお客様を含めて、観光客を初め多くの誘客、また企業の進出、それによる就労、また大学への通学確保等と経済効果を狙うということであります。

この工事には莫大な建設費がかかるとも聞いていますので、経済界ともうまく協力して実現可能であれば、郡上市に、とりわけ観光立市を目指す郡上市の経済効果はもちろんでありますけれど、長良川鉄道にとっても夢ある事業と考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

関市から考えますと、南のほうにございます名古屋などと密接に便利に結びたいと、こういう考えが出てくるのは当然であるというふうに思います。

現在の地図で鉄道網という形で見ていただきますと、関から美濃太田まで約12キロほど東へ行って、それから例えば鵜沼で乗りかえて名古屋へ向かうなり、あるいは岐阜まで行って東海道線で名古屋へ向かうなりしますと、いわば本来ならば関から真つすぐ南へ一直線で名古屋に結ばれていたらどんなにいいかということは思います。今の鉄道網は、まさにそういう意味では三角形の二辺を行っているような形で、それを三角形の一辺で結びたいと、これはもう誰しもが考えることでございまして、平成の初めごろから鉄道新線、中濃新線の構想というのはございました。

それで、沿線の市町村あるいはその関係の地域の県議会議員さん、あるいは市町村議会議員さんが促進、組織をつくれまして、熱心に取り組んでいただいた経緯がございますが、何といっても、隘路はやはりちょうど関から鵜沼あたりまでを鉄道で結ぼうとしますと、約10キロの距離ではありますが、これを電化の鉄道で結ぼうとすると、当時調査をされたものでも600億円から650億円かかると、電化でなければ500億円から550億円かかると、こういうかなりの大事業でございます。

そして、これによってどの程度のじゃあ鉄道利用客が引き起こせるかというようなこと、あるいはそれによって経営採算が合うかというようなさまざまな検討がされましたけれども、もし、これは料金と利用客は鶏と卵のような関係がありますが、もし必要な経費を運賃で賄おうとしますと、この約10キロの区間を乗るだけで採算をとるためには乗車賃が1回片道ですが、1万3,000円かか

るというようなことで、とてもこれはなかなか難しいということで、私がちょうど平成10年ごろ、県の企画部長をしていたころ、この問題担当しておりましたけれども、なかなか望みはあるわけですが、なかなか難しいなということで、地元の熱意は非常に強かったんですけれども、そこで一つの区切りをつけたという歴史がございます。

今回、また地方創生ということでこういう構想が沸き上がってきたということですが、できれば私たちも実現はさせたいと思いますけれども、ただいま申し上げたようなやはり隘路というものがあるということでございまして、その隘路を何か打ち破るものがなければ、なかなかこのプロジェクトはそう、これがあればいいなとは思いますが、難しいものではないかと思えます。

また、長良川鉄道にとりまして、確かにそういう形で南の大都市集積圏から関のほうまでかなり短い距離で結ばれるとしますと、長良川鉄道にとりましては、それから以北については一定の乗客増とかというものが見込めるかもしれませんが、逆に言いますと、関市から美濃太田へ向かう乗客は、逆に言うとかかなり減少するというので、鉄道経営全体から考えると、長良川鉄道という経営から考えても非常に複雑な問題はあるというふうに私は思っております。

以上、申し上げたようなことで、地元の特に関を中心にした経済界の皆様のお気持ちはよくわかりますけれども、かなり現時点においても、なお困難なプロジェクトであるというふうに私は思っております。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。今の構想は、今市長が申し上げたように関の商工会議所の副会頭が説明をしながら回っておることが新聞に載っておりました。夢のような話ではありますが、状況も勘案しながら事業を進めていかなければならない、そういったことを思っております。

できれば、大事なことだとは思いますが、やっぱり経営状況を見ながら判断をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

いずれにしても、長良川鉄道、県内で4つの三セクの鉄道があると聞いております。その中で長良川鉄道、いろんな政策を打ちながら「ながら」もそうでありまして、駅舎の改修等もそうであります。社長である日置市長には、御尽力を賜り、この長良川鉄道がいい方向へ進んでいくよう御努力をしていただくこと、よろしくお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺友三君） はい。

○市長（日置敏明君） ただいま答弁の中で、美並菟安駅のことを美濃菟安駅と読み間違えました。最近、どうも済みません、そういうことで、申しわけございませんが、訂正をいたします。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） はい。

○15番（尾村忠雄君） あと1問質問を予定しておりましたが、時間がなくなりましたので、まことに健康福祉部長には申しわけないと思っております。この質問については、この次の一般質問ということにさせていただきます。本当に心ある御答弁をいただき、ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

◇ 野 田 勝 彦 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、今回は、自然環境を専ら取り上げさせていただきながら質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

現在、郡上市では、多くの方が取り上げておりますように、観光立市に向けて鋭意施策が進められておりますが、私は、この観光、まさに光を見にくる、来ていただくという観点から、郡上にはどんな光をつくっていかなきゃならないか、そういう観点から、ちょっと文化的なところはちょっと横に置きまして、今回ですね、専ら自然の光について若干お聞きしたいと思います。

やぶから棒ですが、スイスのツェルマットは人口の大部分の方が観光に従事され、観光をなりわいとしながら生活をしていらっしゃる。一方、我が郡上市は、観光もちろんありますが、多様な産業、職業、そして、さまざまな市民の多様な生活が混在しておるわけですね。ある意味じゃ、これは多様性と言ってもいいんじゃないかと思います。決定的にこれが郡上市のツェルマットと違うところであり、また特徴であろうかと思います。

私たちは、この多様性をいかに引き出してこれを見ていただく光にできるかどうか、そういうことに尽きるんじゃないかと私は思っております。

昨年、「郡上カンパニー」の説明会がございましたけども、その席でもほとんどのプロジェクトの中で、郡上の自然のすばらしさと豊かさについて語られました。これらがこの郡上の大きな力になっていくということは、皆さんもやっぱり感じられておられると思います。

そういう意味では、先般、制定されました世界農業遺産の「清流長良川の鮎」、これはまさに自然と人々の生活が一体となったシステムを認定されたわけですので、私は本当にすばらしい一つの回答であると思っております。

こういう例にありますように、観光立市における目標であるところの市民の幸せを来ていただく観光だけではなくに、市民がいかに幸せになるかという観点から、この多様な市民の方を全部含め

た光にしていかなきゃならないと思うわけです。

そういう意味では、条件としては何ととってもやっぱりベースになるのは、経済的な基盤だと思います。しかし、経済的なものだけでは十分ではありません。豊かで、そして健全な自然環境がどうしても市民の幸せには必要だと思います。

そこで質問ですが、一つは、外部から観光客を迎え入れるという観点から、もう一つは、幸せな市民生活に資するという観点から、自然環境の持つ意義、価値、そしてその保全をどう捉えてこれを光にしていくというふうにお考えなのか、これについて伺いたいと思います。

また、先ほどの施政方針の中に明らかにされたように、観光資源のデータベース化というのがありました。これは非常にすばらしいプランだと思います。そのデータベースに関して、自然環境はどのように位置づけられているのか、余りまだ具体化されていないかもしれませんが、わかる範囲でお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

私も郡上市が観光立市ということを進めていこうとしているわけでございますが、その際に、いろんなものが来る人にとっても、あるいは住んでいる市民にとっても一つの資源、資本というようなものを考えることができますと思いますけれども、最近ある本読んでおりましたら、これからの成熟した都市のまちづくりは、これまでの生産資本あるいは生産関連資本、あるいは生活関連資本と言われた従来の資本の概念から、自然資本あるいは社会関係資本、あるいは人的資本と、こういう拡張された資本概念でもって、そうしたものに将来的にやはり投資をしていくべきだというようなことを説いておられた本がございましたが、私もそういう考え方は非常に大切だなというふうに思っております。

郡上市のこのいろんな資源となるものがある中で、私たちが自然とこういうふうに言っているものの中には、非常に広大な郡上市の自然というものの中には、山があり、畑があり、田んぼがあり、川があり、里がありと、あるいはまちがありということであろうかと思っておりますけれども、そういうものの中に、本当に手つかずの自然というものと、それから、長い間歴史の中で人々がまさに守りつくってきた自然といえますか、むしろそのほうが私たちの郡上の郷土というものは、もちろん全くほとんど原始林とか原始的な人の人跡未踏というようなところもあるかもしれませんが、ほとんどは長い歴史の中でつくられてきた、いわば今日私たちが自然と思っているものは、そういう長い先人の営み、土地に刻まれた歴史だというふうにも思っております。こういうものをやはり大切に守り育てていかなければいけないというふうに思っております。

私が郡上の自然を特に外から来られた方に、よく御紹介してこの本を持っていってくださいと、

この本ちょっともう大分なくなっておると思いますけれども、大分前に平成二十一、二年ごろだったかと思いますが、当時、ここの郡上市の林務課長をしておってくれました藤掛正幸さんという人が中心になって、郡上のすばらしい自然の光景を写真集として残してくれました。これは郡上地域活性化協議会というところで発行をしてもらったわけですが、この中に、例えば自然というものの考え方の中に、例えば桜という形で郡上市にはいろんな桜もございますが、そういったもの、あるいは山の新緑、紅葉、それから水、滝、それから里、こうしたものが実に、それから山ですね、というようなものがすばらしくものとして紹介をされております。

私は、郡上の自然を考える一つのカテゴリー別にも、これが一つの基本になるなというふうに思っておりますけれども、こういうものを今後も磨き上げ、あるいは守っていきながら、そして対外的にもアピールをし、そして市内においても、市民がそれぞれの価値を見出しながら再認識をしながら守っていきたいというふうに思っております。

そういうことをするためには、やはり先ほど御指摘もございました清流長良川等の保全条例、こうしたものに盛られた基本理念や、それからこれからの例えば山づくり、これも非常に人工林に覆われた山であります。今後、どんな、一部は自然に戻していくとか、そういう山づくりもしていかなければいけないと思いますし、それから、農村景観の多くをなしております田んぼや畑、こういうものもこの間棚田の議論もありましたけれども、できるだけ耕作放棄地等をなくしながら、人の手入れが届いた農地というようなものも生産とともに景観としてつくっていかなければいけない、いうふうに思っております。

それから、自然というものについては、あとこうした景観としての価値のほかに、恐らく水質がどうなんだ、大気環境はどうなんだというような、いわば化学的視点における環境を守っていくという面も非常に大切でございますので、こうした面については、下水道の整備やそのほか絶えず環境に対するそうした化学的なチェック、検証というようなものも怠らないようにしながら、郡上のこうした自然環境を守っていかなければいけないというふうに基本的に考えているところでございます。

データベースにつきましては、まだこれからということではいろいろと今考え申し上げたようなことを一つの基本的な考え方にしながら、構築をしていきたいというふうに思います。

(4 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4 番（野田勝彦君） ありがとうございます。今、先人の努力の積み重ねといいますか、称賛としての自然のという話でしたし、また、後半のほうには化学的な視点でこれをきちっと検証していくと、この後また質問にも取り上げさせていただきたいと思いますが。

郡上へいらっしゃる方々は、やっぱり最近は滞在型とよく言われますが、スキーとか祭りとかラ

フティングとかいろいろあります。その人々の中にどうしてもやっぱり欠くべからざる部分が、美しい清らかな川であり自然であろうと。

先ほどありました清流条例の中には、こういう文言がございます。澄みきった青空、緑の山なみ、清らかな川、こういう恵みを受けて生きている、こういう文言がございます。すなわち、清らかな川は、観光立市郡上の私は命であると思っております。

ところが、これは私の経験的なことですが、今から十数年ないし20年ぐらい前にさかのぼりますと、とても清流とは言えない長良川だったんです。人口が多いところの下流部では、排水から本当に臭気が立ちました。水が巻いているよどみには、ヘドロがたまっておりました。川へ入っていかりやすを使っていると、髪の毛に指が通らないんです、こういう事態だったんです。

その状況から、今私は、清流は復活したと思っておりますが、その大きなやっぱり力になったのは、下水道事業ではないかと思っております。

そういう意味で、2つ目の質問ですが、この川の水質を保全しながら美しい川を守るという、これは基本的に市民の生活の幸せにもつながることだと思っておりますが、もちろん観光資源としても大事なことです。

こうした中で、下水道事業が水環境の保全にどういう役割を果たして、どういう効果があったかを、いま一度確認をさせていただきたい。

また、下水道、これから人口減少する中で、大変維持は困難ではないかという観点からも、今後の見通しもお聞きしたいと思っております。お願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

まず最初に、河川の水質保全でございますが、その恵みを受ける多様な生き物の生態系の維持などに大きくかかわっております。水質が悪化することで、そこに生息する生物の生態系に変化をもたらすおそれがございます。

こうした課題を踏まえ、市では、日本有数の清流である長良川を初めとする市内の河川を次の世代へ継承するため、郡上市清流長良川等保全条例を昨年度制定いたしました。

その基本理念を具現化するためにも、河川の水質を継続して監視し、その状況を常に把握し、生態系の影響を未然に防止することが必要でございます。

また、水質も含め良好な水質環境を保全することは、豊かな市民生活や地域の観光資源としても重要であると考えております。その施策といたしまして、市では毎年、市内の河川22カ所で年4回の水質調査を実施しております。

また、県でも河川の環境基準監視を実施しており、市内では長良川の和合橋と、それから吉田川

の小野橋の2地点で年12回の水質調査を実施しております。

下水道整備の効果につきましては、県の調査結果に下水道の整備状況をあわせて見ますと、過去にはBODが基準値を超えておりましたが、下水道の普及に伴い徐々に下がり始め、平成14年度以降今日まで約15年間、最も厳しい環境基準値を満たしております。

下水道事業につきましては、平成26年度に施設の整備は全て完了し、37カ所の下水処理場と約900基の合併処理浄化槽、そして地下に埋設されました約500キロに及びます下水道管の維持管理を行っております。

水道施設に比べ比較的新しい施設ではございますが、市合併前に策定されました計画に基づき整備が進められましたことや、郡上市特有の地形のため、施設数が他団体に比べて多く、人口減少による使用料収入の減少が見込まれる中、今後も安定的に事業を継続していくためには、維持管理費の削減が重要な課題となっております。

市ではこれまで、有効的な維持管理と経費節減を主眼とした処理場の統廃合を検討してまいりました。統廃合により、受け皿となる処理場の処理能力、連絡管の建設費と維持管理費、廃止により削減となる維持管理費等を検討した結果、9つの農業集落排水施設と1つの集合処理施設を近隣の公共特環処理施設に統合することが効果的であると算定しております。

郡上市の下水道事業が将来にわたって持続可能なものとするためには、これら処理施設の統廃合が喫緊の課題と捉え、事業推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。私は、下水道は大変な事業やということは大体感覚でわかっておったんですが、郡上の場合中山間、山間地ということもあって、下水を送ることが大変重大な負担になっているというふうに思いますね、初めてわかったんですが。

500キロに及ぶこの施設、遠からず更新をしなきゃならんとか大変な作業ではあると思いますが、ただ、幸いなことに癪癪幸いといいますか、郡上市は長良川水系を初めとする、それ以外の水系もあるんですが、全て最上流部に位置するわけですね。郡上市よりも上流に位置する自治体がないわけですから、そういう意味では言いかえると、水を汚すのもきれいにするのも郡上市の、市といいますか、市民の、私たちの全て責任になってくるということでもあります。

そういう意味で、美しいきれいな水を私たち自身も享受し、下流の皆さんにも届けるという、これは本当にそういうことが私たちの努力で十分できるということは幸せなことかと思います。今後とも、ぜひとも下水道管理維持推進をお願いしたいと思います。

次に、ちょっと僭越でございますが、私今から申し上げること、皆さんちょっとイメージをして

いただきたいと思います。最近、アカトンボをごらんになられましたか、アキアカネといいますがね、晩夏から初秋にかけて黄色くなった田んぼの上を群れをなして飛んでいるという、あの光景です。全て彼らは風上へ向いていますね。なかなか壮観な姿ですが、最近ごらんになられましたかしら。

私は子どものころからちょっとチョウチョウの採集が好きでしてね、随分いろんなチョウチョウを採集したんですが、最近アゲハチョウというのをまず見たことがないですね。あれほど邪魔になったモンシロチョウ、キャベツを食いますから、あのモンシロチョウですらおらんかなと探すくらいです。

ほかに挙げれば切りがありませんが、ちょっと時間ありませんので、こういう懐古的な話もいろいろさせてもらいたいとこなんです。もう一つ、セミの声ってどうですか。子どものころは、小学校の木にもやかましいほど鳴きましてね、ちょっと静かにしてくれと言いたいぐらいのときがありました。今、学校の木にセミがおるといのはあんまりないんじゃないかしら、耳を澄ませば山奥のほうで鳴いているかなあという程度だと私は思っています。

こうして、ちょっと環境問題では古典になりましたが、レイチェル・カーソンの「沈黙の春」が今になって私は現実になっちゃったのではないかと本当に思います。これは、川にすんでいる川虫と称する小さな昆虫も同じくです。なかなか今はとれません、釣りの餌にしたいんですけどもね。

こうして昆虫や小さな虫たちが消えていく中で、それを餌にする魚や、もちろんカエルも、それを餌にする蛇も、これを普通私たちは食物連鎖と言っておりますけども、その食物連鎖そのものがしぼんできているように思うんです。

ツバメですら最近数が減りました。どうかことはうちに巣をかけてほしいなと思って願っているんですけども、めったに来なくなりました。巣をかけなくなっちゃったです。

この前、討論の中で申し上げましたけども、清流のバロメーターたるカワセミやカワガラスもめったに見ることができません。これは私だけではなしに、昨年、清流シンポの中で、フロアのある男性の方から、「私も川へ潜ってみたが魚は全くおらんのだ」と、これ大和の方でしたけどもね、子どもたちはサンショウウオをウオッチングするということで、なかなかおもしろかったんですが、今現在、水中マスクをつけて川へ潜ってみても、見える魚は鮎です。アマゴが時々、あとの魚はまず目には入らない。カワヨシノボリが若干おりますけども、かつてに比べれば激減してしまっていますね。

ちょっと余談になりますが、鮎はこの状況の中ではうってつけの養殖の魚であると、彼らは虫を餌にしませんから、珪藻のカワノリですね、あれはちゃんと石に生えてくれますので、うってつけの魚じゃないかと思いますが、川へ潜ってみても見えるのは鮎だけと、要するに今は放流しなければ魚はいないということです。ちょっと極端な言い方ですけどもね。

さて、このように先ほど御答弁にありましたように、清流は復活はしたけども、それはBODを中心とする視覚的な改善、言ってみれば物流的な改善とも言ってもいいのかもしれませんが、いわば見た目の美しい水であることは間違いありません。

ところが、そこにすんでいる生物はなぜか激減している。生き物のいない生息できない川では、観光の資源にはなり得ないし、私たちの生活も幸せなものとは言えません。

いみじくも、清流条例の中でこういう文言がありますので、いま一度ちょっと確認させていただきたい。

「私たちはややもすれば自然の偉大さを忘れ、その恵みをいたずらに費やし、みずからの生活環境すら悪化させようとしている」、これは、こんな危惧は必要ないように願うことはもちろんなんですが、一方で、この前、市長さんの施政方針の中にも、生物多様性の維持保全に努めるとございました。

そこで質問ですが、その維持保全にかかわって、かれこれ20年ほど前から自然の生態系の崩壊が始まっていると言われるんですが、そうした認識は市としてお持ちかどうか。

また、生態系の維持保全のために環境調査は不可欠だと思いますが、先ほど水質の調査もやっていらっしゃるということでしたが、そのほかに生物環境の調査はあるのでしょうか。水生昆虫がどのくらいおると、陸生の昆虫はどうなのか、そういう調査があるのかどうなのか、余りそういう話は聞いたこともないし、多分そういうデータも見たことはないので、市の業務としてはそういう調査はないのではないかと思います。

そういう意味では、限られたスタッフの中では難しいとは思いますが、これはこの質問は将来的な期待を込めた質問でございますので、それもあわせてこういう調査はあるのかないのか、その結果はどうなのかをお尋ねします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

生態系の崩壊は、近年になりまして世界的な問題として取り上げております。それには、経済活動が活発となったことに伴います環境汚染による生物への悪影響、大規模な土地開発などによります森林の伐採、それらが原因と言われる地球温暖化による生物の生息環境の変化、外来生物の侵入による在来生物への影響など、さまざまな要素があると言われております。

郡上市におきましても、例外ではなく、そういった生態系の問題を受け、対策等について検討をすべきであると考えております。

なお、御質問でBODが見た目であるというようなお話ございましたけども、水質調査におきましては、見た目は透視度という形であらわさせていただいております。BODは生物化学的酸素要

求量と呼ばれまして、水中の好気性の微生物によって消費される酸素の量のことになりますので、よろしくお願いいたします。

市では、合併時より長良川の白鳥高鷺境で年1回ではございますが、水生生物の調査を実施しております。この調査は、水生生物により河川水質を評価するために行っておるものでございます。

調査では、河川の底にすむ生物であるカゲロウ目、トビケラ目、ハエ目、カメムシ目の昆虫等を採集いたしまして、きれいな水でなければ生息できない生物が多いほど評価が高くなります。

調査開始以来、評価値は今のところ高い水準であり、水質はきれいであるとの結果が出ております。つまり、きれいな水でなければ生息できない生物が多いと言えます。

また、高鷺町内において、開発による生態系への影響が懸念されることから、平成11年度より鳥類の生息数の調査をしております。対象としております鳥類は、岐阜県レッドデータブックの中で絶滅危惧種Ⅱ類種に指定されておりますオオジシギと準絶滅危惧種に指定されているホオアカであり、その他にも調査中に目視で確認できた鳥類全ての種名を記録しております。

今年度の調査では、前回と比較しますと、オオジシギにつきましては、生息数が回復しており、ホオアカにつきましては、生息数がやや減少しております。鳥類全般の種類種といたしましては、31科69種類が確認されております。

また、繁殖力の強い外来植物が侵入することにより、在来植物を駆逐してしまうという懸念もあることから、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律により、生態系等への影響が大きいとして指定されました特定外来生物のうち、オオキンケイギクとオオハンゴンソウ、アレチウリにつきまして、その駆除を進めるために、今年度生息状況の調査を行い、その結果、市内69カ所において、これらの植物の生息が確認できました。

これをもとに、来年度から駆除を実施していく予定でございます。自治会を初めとした環境団等と協力しながら駆除を進めさせていただきますが、オオハンゴンソウとアレチウリにつきましては、8月から9月を中心に駆除する必要があり、自治会が多忙となる時期のため、その対応といたしまして、新年度予算で外来種駆除委託業務を計上させていただいております。

以上のような調査を実施しており、今後も継続して実施し、データを累積することにより、生態系への状況把握に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4 番（野田勝彦君） ありがとうございます。かなり詳細なところで調査が進んでおるということをお聞きしまして、うれしく思います。

先ほどのBODの件でございますが、見た目というんが、視認ですね、水を見たときの状況ばかりでなしに、含まれる酸素の量という観点からいうと、ちょっと言葉が足りませんでした、す

なわち、そこに含まれる計測できない化学物質の問題点はいまだにまだやっぱり十分とは言えないという意味で申し上げましたが、この後の質問でもう1回確認をさせていただきたいと思います。

昆虫は、先ほどの調査の中ではさほど減っているわけではないと、水生昆虫ですね、ということがありました。ただ、この長良川水系の全域をくまなく調査されれば、ひょっとしたらこれは変わってくるまた結果があり得るかと思いますので、またそういう方向でも考えていただきたいと存じます。

さて、先ほど申しましたように、さまざまな食物連鎖の構造が縮小していくという中で、その原因はいろいろなことが言われております。環境の変化、温暖化もあるでしょうし、あるいは私たちの生活構造そのものも問題であるし、生活排水の中でやはりさまざまな問題がやっぱりクリアでき切れないという点はあると思いますが、いろんな観点から、また社会的にも、世界的にも問題視されているのは、やはり農薬であります。

この農薬については、いろんな観点からいろんな方が言いますので、なかなか難しい面があるんですが、その最大の今問題になっているのは、ネオニコチノイド系の殺虫剤だと言われています。この影響が強く疑われると、これは確定的とは言えませんので、一つの参考としてお聞きいただきたいと思います。

ネオニコチノイドというと、これはいかにも愛煙家の方には煙たいような話なんですが、実はニコチンの分子構造と大変よく似ておって、これが昆虫やその他生命体の脳の構造に関係をして、この脳の伝達組織を破壊して、一瞬にして死に至らしめるという、そういう構造を持っているようです。

このネオニコチノイド、ちょっと言いにくいですので、ネオニコと言いますが、ネオニコの種類は大体8種類あると言われています。いずれも舌をかむような難しい名前ですが、その特徴は、まず大変強力な効果を持つこと、ほんの少しで大変強い効果を持って、殺虫力ですね、それから、水溶性で植物が吸収し、これを長く保存、依存、保存できると。中に吸収しますから、野菜を洗っても落ちない、あるいは雨で洗い流されることもない。それから持続性が非常に強い、1年間はずつと言われますね。

そういう点で、1回散布すればずっと効力が維持されますので、手間が省けて経費は要らないと。なかなか植物に吸収されたり、あるいは土の中に保存といいますか、残ってしまったり、あるいは河川に流れ出たり、中には海洋へ流れ出るのもあるということで、危険性が非常に問題になっておるんですが、一方で、農薬としては大変これは有効で、一時は夢の農薬とまで言われたという話があります。

そこで、これが日本では大体1990年代に入るところから急速に普及が進むんですが、今現在は日本全体で450トン生産消費されているという、450トンのネオニコの殺虫剤ですね、農薬はもちろんの

こと、家庭用の殺虫剤に至るまで、今これをほとんど使われております。

御承知のように、ミツバチが大量にいなくなってしまうというのも、このころとびたり重なるという、そういう調査もございます。

さて、このネオニコの効果といいますか、影響というのが、小さな昆虫ばかりではなしに、人間にも大きな影響を持つんだという研究もあります。若干紹介しますと、例えば鬱になりやすかったり、あるいは攻撃的な行動をとりやすくなったり、不眠症に陥りやすく、あるいは焦燥感とか頭痛に悩まされる、記憶障害にもなり得る、こんな症状が出るようでございます。

一方、自閉的な傾向や情緒障害的な傾向、あるいは多動性の子どもたちがふえていくのとは一致しているという、そういう調査もございます。

時間がなくなりますので、そこで質問ですが、このネオニコ系の農薬、この農薬の市内における消費量、使用量、あるいはその使用の仕方、使用の実態はどういうふうになっているのか。なかなか全容はつかみにくいかもしれませんが、その影響や使用の抑制について、どのように認識をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、お答えいたします。

ネオニコチノイド系の使用量の件でございますが、全国レベルの数値ということで、今450トンというふうなお話が出ておりますが、これにつきましては国立開発研究法人の国立環境研究所の27年度の全国数値だと思いますが、これの岐阜県の数値ですと、合計で6.29トンキロリットルということになっております。郡上市でどれだけ使われておるかという、具体的な数字につきましてはちょっと調査を行っておりませんのでわかりませんが、ただ、市内では今カメムシ、ウンカの水稻防除におきまして、ネオニコチノイド系、これはジノテフランという主成分ですが、スタークル液剤を使用しておりまして、実施主体のめぐみの農協によりまして、平成29年は無人ヘリ防除で196ヘクタールの水田に散布しております。

スタークル液剤でございますが、10アール当たり原液100ccを8倍に薄めて散布しておるというものでございまして、原液の換算では196キロリットルを使用しておるということになります。

そして、この次に御質問のネオニコチノイド系の農薬の使用をこのまま放置してよいのかというような認識でございますが、農薬につきましては、その安全性を確保するために、農薬取締法に基づきまして製造、輸入から販売、そして使用に至るまで厳しく規制されておりまして、さらに農薬が基準を超えて残留しないように、農薬取締法によって使用基準が設定されております。

また、食品中に残留する農薬などが人の健康に害を及ぼすことのないように、残留基準を設定して基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは食品衛生法によって禁止されております。いわ

ゆるポジティブリストでございます。

このように日本では、農薬取締法と食品衛生法により厳しく監視されていると認識しております。

農薬はできることなら使わずに栽培したほうがよいのですが、現在の農作物の栽培過程では、農薬を使わなければ病害虫の被害が出たり、多くの雑草が生えたりして、農産物の品質や収量が低下することになります。見た目がよいものを安価に手に入れたいたいというふうな消費者が多い中では、それに応えて農家は、特に農産物を販売してそれを出荷して生計を立てている農家にとっては、農薬を使用せざるを得ないのが現状でございます。

しかし、原因は断定できないものの、ネオニコチノイド系の農薬がミツバチ等の昆虫に影響があるという実態がある以上、何らかの対策をとる必要があると認識しております。

ミツバチの減少傾向としまして……

○議長（渡辺友三君） 傍聴席に申し上げます。傍聴席、私語については場外へ出てお願いいたします。

はい、どうぞ。

○農林水産部長（下平典良君） ミツバチの減少を契機として、国レベル、県レベルにおいて自然環境等への影響を軽減するよう厳しく規制、指導がなされておりまして、郡上市におきましても、県指導のもと適正使用につながる取り組みをしております。

カメムシ水稻防除につきましては、毎年、県、市、J Aによる対策会議を開催して、使用する薬剤を決定しておりますし、農家意向を踏まえた防除適期を決めて実施しています。

また、農薬の散布時期などにつきましては、事前に市広報無線を活用し、各地域単位できめ細かい情報提供に努めております。

また、全農家に農薬の安全な使い方のチラシ6,500部を配布しまして、注意喚起をしております。また、養蜂農家とも連絡会議を持ちまして、飼育場所の確認ですとか、そういった情報交換を行いまして、そういった場所が巣箱のどこにあるかというような情報を近くの農家のほうにも周知して、注意喚起を行っておるような状況でございます。

このほかにも、大根農家ですとかトマト農家それぞれにつきましては、県の普及員等も加わりまして、農薬の適正指導を行ってるところでございます。

一方で、近年、無農薬栽培とか有機栽培を目指す農家ございますので、そういった方に対しましても、市といたしまして環境保全型農業の支払い事業によりまして、取り組みを支援しております。

こうした市民や農家意識の変化もあり、今後、過度な農薬の使用は抑制されると思います。

めぐみの農協さんにおかれましても、無人ヘリで使用しているネオニコチノイド系のスタークル液剤を、今後、ネオニコチノイド系以外の薬剤に変更する方向で今検討されているところでございます。

市といたしましても、引き続き、ネオニコチノイド系農薬の使用低減を進めるとともに、全ての農薬が適正かつ安全に使用されるよう啓発に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

(4 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4 番（野田勝彦君） 済いません、時間が過ぎてしまっているのです、これで終わりますが、御答弁いただいたことを十分に理解した上での今後との対応をぜひともよろしくお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は、11時5分を予定いたします。

(午前10時52分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時03分)

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺友三君） それでは、11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11 番（古川文雄君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は2点について質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

1 点目でございますが、郡上市民病院の土曜日の診察を望むものでございます。

郡上市民病院は、平成18年5月の竣工以来、院長さんを中心にスタッフが一丸となられまして、地域に信頼される病院を目指して鋭意努力していただいております、感謝申し上げます。

美濃加茂市にあります木沢記念病院では、診察日が月曜日から土曜日となっております、平日に仕事の関係で受診できない方たちから大変利便性がよく、地域の方々から大変喜ばれていると聞いております。現在、県内の公立病院で土曜日の診察を行っている病院はどの程度あるでしょうか。

新たに市民病院で土曜日の診察を行うには、医師、看護師の確保等、課題があることは十分認識をしておりますが、土曜日の診察が始まれば、市民から喜ばれまして、利便性もよくなり、平日仕事の関係で受診できない方々も土曜日の受診システムが確立されれば、受診者もかなり増加すると思います。市民と密着し、市民に喜ばれる市民病院としてぜひとも土曜日の診察を実施していただきたいのですが、いかがでしょうか。

土曜日の検診を行い、受診者が増加することは、病院の経営収支の改善にも大きく貢献できると

思います。近年の病院の収支状況はどのような状況にありますでしょうか、あわせて平成29年度の決算見込みをどのように見込まれているでしょうか。

近年赤字経営が続いておりますが、今後病院の黒字化に向けましての取り組みを具体的にどのようにお考えでしょうか。

市民に寄り添い、市民のための郡上市民病院として各種の課題に対処いただきまして、土曜日の診察をぜひとも早い機会に実現いただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

1点目の御答弁をよろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） それでは、古川文雄君の質問に答弁を求めます。

郡上市民病院事務局長 古田年久君。

○郡上市民病院事務局長（古田年久君） では、お答えさせていただきます。

まず、1点目の県内の公立病院で土曜日の診察を行っている病院についてということでございますが、郡上市の病院を除いた県内の公立病院15病院で土曜診療を実施しているのは3病院であります。1つ目は、市立恵那病院で、月曜日から金曜日に加えて、土曜日の午前のみ、それから2つ目は、多治見市民病院で、月曜日から金曜日に加えて、土曜日午前午後、それから3つ目は、下呂市立金山病院で、月曜日から金曜日に加えて、第1、第3土曜日の午前のみ実施をされているようでございます。

また、市立恵那病院や多治見市民病院につきましては、指定管理者による経営であります。多治見市民病院につきましては、社会医療法人厚生会が指定管理者でありますので、木沢記念病院と経営者が同じというような状況でございます。

下呂市立金山病院につきましては、以前は毎週土曜診療を実施してみえたようですが、市役所の完全閉庁に伴いまして、現在は第1、第3の土曜日のみの実施ということです。経緯としましては、小児科医の先生が提案で始められたようでございますが、土曜日に診察に訪れる患者は、ほとんど小児科であるということでございます。

さらに、市内の私立病院の診療状況につきましてですが、八幡病院が月曜日から金曜日に加え、土曜日は午前のみ、それから鷺見病院は、月曜日から金曜日だけで、土曜日はなしということですし、慈恵中央病院は、精神科ですが、月曜日から金曜日に加え、土曜日も午前午後の実施をしているというような状況になってございます。

それから、2点目の市民病院の土曜日診療の実現についてということでございますが、医学生・研修医のための研修病院情報サイトというものがありますが、こういったものによりますと、木沢記念病院の病床数ですが、こちらのほうは452床で、医師数については87名と、それから看護師の数についても463名ということでございます。

こういった状況で、土曜診療が実施可能な人員をそろえているというような状況にあるというふ

うに認識しております。常勤医14名の当院とは、比較にならないくらいの職員数が多いというような状況はあるというふうに思います。

市民の利便性の面から十分傾聴するに値するというふうに考えますけれども、常勤医師や看護師が不足している現状では、土曜診療を実現するのはなかなか難しいというふうに考えております。特に、1人の医師しかいない診療科もありますので、こういったところで、土曜の診療を実施しようとすれば、常勤医師に平日に休んでもらうということになりますので、別の医師を確保しなければならないという状況が発生します。大学の医局からのこれ以上の増員の派遣はなかなか望めませんので、交代の医師の確保が非常に難しくなるという状況が想定されます。

また、外科の手術を行うには3名の医師が必要ということで、土曜日の診療を実施することによって、平日に1名が休みをとることになりますので、2名体制ということで、手術ができないような曜日が発生する可能性もあって、業務に支障を来すことになるというふうに思います。

さらに、市内の民間の診療所、こちらのほうは土曜診療を行ってみえます。市民病院が土曜診療を行うことによって、民間の診療所の経営を圧迫するというようなことも考えられますので、慎重に検討をする必要があるというふうに思っております。医師については、昼夜を問わず患者の対応が求められる仕事でございますので、他職種と比較しても、ぬきにでた長時間労働の実態がございます。

さらに、日進月歩の医療技術やより質の高い医療に対するニーズの高まり、患者へのきめ細やかな対応が求められる傾向等によりまして、長時間労働に拍車がかかっているということも考えられます。診療ガイドラインの改定ですとか、新薬の情報を常に把握していなければならないという、そのほか医療安全には万全を期さなければならないということで、時間外の患者に対する的確な対応のために、当直医による対応だけではなくて、自宅待機でもって医師が対応するということも行われております。患者やその家族の求めに応じて、診療時間や休日であっても病状や診療の方針等を説明することもあり、これらが一人一人の医師の日々の業務量を増加させる要因ともなっております。

働き方改革、医師の労働時間の短縮が求められている中、もし土曜診療を行おうとすると、平日のような人員がなかなか確保できませんので、さらに医師への負担がふえるということも考えられます。

また、業務量の増加によりまして、今後医局からの派遣が望めなくなる可能性も否定できないため、このような面からも現状ではなかなか難しいというふうに考えております。

市民病気は救急告示病院としての岐阜県からの認定を受けており、夜間、休日を問わず救急患者の受け入れを行っております。当然土曜日についても、救急患者の受け入れは行っておりまして、緊急の場合は、お気兼ねなく受診をしていただきたいというふうに思います。

また、人工透析につきましては、土曜日も実施しておりますので、よろしくお願いします。

それから、３点目の市民病院の近年の収支状況と今後の収支見込み、黒字化への取り組みということなんですが、過去３年間の収支状況でございます。平成26年度の純損益だけ述べさせていただきますが、平成26年度の純損益は約マイナスの8,000万円、それから27年度の純損益は約マイナス1,000万円、28年度の純損益は約マイナス１億6,000万円でございます。平成29年度の決算見込みでございますが、純損益で約マイナス１億7,000万円程度を現在のところでは推計をしている状況でございます。

入院患者数は、平成28年度より伸びていますが、軽傷の入院患者の方が多く、入院収益の増にはなかなか結びついていないというような傾向があることや、それから外来患者も年々減少傾向にあります。郡上市の人口減少に伴って患者数も減少傾向にあるため、いかに診療報酬の加算をしっかりとるか、そういうことができるかということが今後の経営には重要であるため、積極的な取得を目指していきたいというふうに考えてございます。

しかし、これには医師とか、看護師を含めた人材の確保が当然必要でございます。適正な人員を確保しつつ、例えば入院中に行われる治療の説明や入院生活に関するオリエンテーションなどを行う入院時支援加算というものがありますけども、こういったものの新規取得ですとか、現在、取得している加算の充実を図っていくとともに、支出の面でも新たな視点を持って、可能な限り削減に努めてまいりたいというふうに思います。

平成28年度に病院機能の見直しや病院事業経営の改革に取り組むための郡上市民病院第二次改革プランというものを策定しましたが、このプランでは、平成31年度に経常収支の黒字化を目指しております。こうした努力を積み重ねながら、来年度内科医師の増員ということが見込まれますので、そういったプラスの要因も含めて、診療報酬改定の動向も見きわめながら、改革プランを実現したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございました。現状は認識をしておりますし、諸課題も理解できますが、大変厳しい答弁だったなというふうに思っております。

日ごろ医師、看護師の確保に向けて御尽力をいただいておりますことにつきましては感謝をいたしているところでございますが、市民病院の休日の業務としまして、今説明ありましたように、救急業務と透析業務を主眼に取り組んでいただいておりますが、市民のいざ緊急時の命のよりどころである救急業務の今後のさらなる継続と充実、また諸課題と病院の現状を踏まえまして、働き盛り

の若い世代の健康管理のためにも土曜日の診療実現に向けて、先ほどの答弁でありましたように、県内のかかなりの公立病院で土曜日診療が実施されておりますが、総括的に市長さんどのようにお考えでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、市民の立場からすれば、市民病院において土曜日の診療、一定の救急とか人工透析だけでなくしてもらいたいというお気持ちやニーズというのは非常によくわかります。

しかしながら、先ほど市民病院の事務局長が申し上げましたように、現在の市民病院の医師や看護師等々スタッフの体制では、私は無理だと思います。これは今、しかもそうした要因の確保というのが、例えば医師の世界での新専門医の研修制度であるとか、ますます厳しくなっておりまして、これを現在以上にそうした勤務を求めることは、郡上市民病院へ来てくれる医師も来なくなると、いなくなると、こういう状態でございます。

今の現体制を、例えば医師の体制にしても、これ以上減らさないように守っていくだけで精いっぱい状況でございますので、まことに申しわけありませんけれども、私は、医師や看護師等、そうした地域医療に携わってくれている人たちを、これを貴重な資源と申しては恐縮ですが、こうした人たちの今病院等においても働き方改革であるとか、非常にそういう厳しい状況にもなっておりますので、大切にしていこうということから、やはり市民の皆さんにも御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、そういういろんな諸事情が好転をすれば、そういうことも出てくるかと思いますが、今の事情は残念ながら、そうした需要にお応えできる状態にはないというふうに認識しております。

（11番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして厳しい現状を御答弁いただきましたけれども、今後市民に信頼され、喜ばれる市民病院として、医師、看護師の確保と諸課題にさらなる御尽力をいただきまして、平日の忙しさに追われる若い世代の健康維持管理のためにも、土曜日の診察の早期実現に向けまして、先ほど答弁ありましたように、他市では公立病院で実施されている病院もございまして、早期の実現を目指していただきまして、あわせまして市民病院の病院経営の黒字化に向けまして、院長さん、職員さん一丸となって、そしてさらなる御尽力のお願いいただくことをお願い申し上げまして、1点目の質問を終わります。

2点目でございますけれども、高校生の通学費の助成内容、通学の現状、制度のさらなる拡充についてでございます。

昨年6月に私の一般質問の中で、高校生の通学費の助成制度実現を要望しておりました。このた

びの日置市長の施政方針の中で、30年度新規事業として、保護者の負担軽減と市内高校存続の支援のために、市内高校に通学する生徒を対象として、一部の助成制度を新たに創設されまして、30年度予算に計上していただきましたことを心から感謝申し上げます。いま一度、この助成制度の具体的な助成内容についてお伺いできますでしょうか。

また、昨年末に市民に対しまして高校通学費助成アンケート調査を実施されたと聞いておりますが、その主な調査結果はいかがだったでしょうか。現在、各地域からの学生の通学方法は、鉄道、バス、自家用車の同乗などが考えられると思いますが、主な通学ごとの人数の内訳はどのようになっているのでしょうか。各地域からの通学方法はさまざまですが、通学費の負担状況についてはどのようになっているのでしょうか、あわせて市内で通学費における最高負担額と最低負担額の状況についてお伺いします。

あわせまして、またこのたびの30年度の新規通学助成制度によって対象者はどの程度おられ、高校生の保護者の負担はどの程度軽減できるようになるのでしょうか。

また、現在、市内の郡上高校、郡上北高校の生徒数の状況と郡上市外に通学される高校生はどの程度おられるのでしょうか。

この助成制度は、保護者の負担軽減と市内高校存続の支援が主な目的となっておりますけれども、今後市外に通学する高校生のための通学費の助成についても、中濃圏域を初め、岐阜市、高山市まで通学されている方もおられます。全保護者の負担軽減と公費の適正化のためと、アンケートの結果でも多くの方々が市内外の高校を問わず助成をすべきという意見も多くあると聞いておりますので、ぜひとも早急に市外高校通学助成制度の拡充と郡上市高等学校通学補助金交付要綱も拡充いただきますよう格段の御配慮を望みますが、いかがでしょうか、2点目よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。多少御質問の順番と回答の答弁のほうの順番が前後いたしますが、お許しをさせていただきたいと思います。

市内高等学校通学費の助成につきましては、議員の御質問のように、昨年12月に市民アンケートを実施いたしましたので、まずその結果をお伝えいたします。

二十歳以上の男女、無作為抽出による2,000人対象で、900人から回答を得ました。回答率は45%です。市内高校（郡上高校、郡上北高校）に通学する生徒に通学費の助成を行うことについてどう思いますかという問いに対しまして、賛成73%、反対26%という結果を得ました。

なお、この詳細のアンケート結果につきましては、現在、市のホームページ、各課からのお知らせ、学校教育課のほうに掲載をしております。

この結果を受けまして、このたび新たに高校生通学費補助制度を予算計上いたしました。その

目的は、次の３点でございます。市内高校の高等学校に在籍する生徒の通学費の負担軽減、２番目に、市内高等学校の活性化及び維持存続を図ること、３番目に、長良川鉄道及び路線バス等、公共交通機関の利用促進ということでございます。

対象者は、郡上市内に居住し、長良川鉄道または路線バスにて定期券を購入して通学している生徒の保護者としました。本人確認等、悪用を避けるため、回数券ではなく、定期券に限定をしております。

補助金額は、定期券代から１カ月当たり控除額８,０００円を差し引きました残額の２分の１としております。この控除額１カ月当たり８,０００円は、岐阜県が定める遠距離通学、これは岐阜県の奨学金の規定でございますが、遠距離通学者という規定がございまして、この規定が１カ月８,０００円を超える者といったようなものから、これを参考とさせていただきました。

例えば、長良川鉄道で白鳥瀬八幡間の６カ月定期を購入した場合、定期券の代金は６カ月で９万７,１５０円となります。この６カ月の控除額、８,０００円の６カ月分、４万８,０００円を引いて、これを２分の１といたします。１００円未満を切り捨ての端数処理いたしますので、２万４,５００円というような助成額となります。年額で申しますと、年額で１９万４,３００円のうち助成額が４万９,０００円、保護者負担額が１４万８,３００円ということになります。

なお、この予算の特別委員会でも御意見をいただきましたが、保護者の負担額がそれでもさらに高額になるというケースが見られますので、この点につきましては、さらに保護者の負担額が一定額を超える場合には、その超えた額を特別に加算するといったようなことを現在検討中でございます。

例えばでございますが、年額マックスで、アンケート調査で年額の最高額が３６万円でございます。これから９万６,０００円を引きまして２分の１いたしますと、助成額１３万２,０００円ということで、補助率としては高まりますが、保護者の負担が２２万８,０００円ということで、これはやはり２２万８,０００円と申しますのは非常に、年間ではございますが、高額であろうと、こういった場合に、この一定額をどこへ定めるかといったようなことは、これはまた予算との調整になりますが、この一定額を定めまして、さらに特別加算をしようといったようなことの検討をしております。

それから、２点目にございました郡上高校、郡上北高校で、その通学の方法でございますが、郡上高校６８６人、これはアンケートの回収結果ですが、ほとんど９７％、９８％の回答率でございますので、ほとんど全員といったようなことで間違いはないかと思いますが、路線バスが郡上高校２５％、長鉄３％、自転車１７％、自家用車、これは家族の車ということで４０％、徒歩が１５％、郡上北高校では、路線バスが１４％、長鉄が１７％、自転車２０％、自家用車が２４％、徒歩が２５％というような調整になってございます。

なお、この負担でございますが、年間通学費、これは全くの平均をとりましたので、その点は御

了解いただきたいと思います。郡上高校は1人当たり17万8,000円となります。ちなみに、最高額は36万円、最低額は、年額でございます、3万円。郡上北高校も同様に、これは全く偶然でございますが、1人当たり17万8,000円、最高額は36万円、明宝から長鉄を利用した場合のケースです。最低額は6万円、高鷲から路線バスを利用した場合ということでございます。

地域別の年間通学費につきましては、郡上高校の場合、八幡地域が5万5,000円、大和16万8,000円、白鳥20万5,000円、高鷲19万5,000円、美並16万円、明宝15万8,000円、和良17万7,000円。郡上北高校の場合、八幡は24万3,000円、大和13万7,000円、白鳥9万円、高鷲11万4,000円、美並24万8,000円、明宝29万3,000円、和良26万円ということでございます。

先ほどこれも地域のほうの平均をしておりますので、同じ地域でも、この補助の対象になるところとそうでないところが出てまいります。

(発言する者あり)

○教育次長（細川竜弥君） はい。ということで、今申し上げましたものから年額9万6,000円を引いて、2分の1をした額がそれぞれの地域のほうの補助額の目安といったようなことで御理解をいただきたいと思います。

なお、市外への高校の通学の進学者につきましては、平成28年度では、まず郡上高校、北高校への進学者は75.5%、残りににつきましては、市外のほうへ通学をされておるという状況でございます。

それから、最後に、古川議員のほうから御意見がございましたぜひ市外高校へも助成ということでございますが、この市外高校への通学費助成につきましては、今回は対象外となっております。さきにも述べましたとおり、通学費補助の今回の目的の一つに、市内の2つの高等学校の活性化及び維持存続を上げているというのがその点です。

行政面積が広大な郡上市におきまして、市内の南部、北部に1校ずつ公立高校があることは、郡上市の子どもたちにとっても、自宅から通学できる高等教育の環境が整っているということであります。これが1校、あるいは高等学校がなくなるということが起きれば、地域にもよりますが、時間的にも経費的にも通学の負担がさらに高まることが予想されます。市内2高校の存続のための通学費助成は、保護者の負担軽減の目的以上に、高等教育環境を守るという将来の子どもたちのための投資であるという点をぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして、多くの質問に対しまして御答弁いただきましてありがとうございました。このたびの新たな制度によりまして、市内の高校生が市内の高校に行かれる方が大変ふえていくのではないかとということで期待をしております。また、高校生の保護者の方か

らも大変喜ばれるということで聞いておりますし、感謝されると思います。

先日の新年度の予算特別委員会におきましても、多くの議員の方々から、このたびの市内高校通学費の助成制度について、早急に充当してくれということで意見が出されておりましたが、先ほどの答弁では、今現在、前向きに検討しておるということで、大変喜んでおります。市外に通学される高校生も全体の約20%以上の方々が中濃圏域、また岐阜市まで通学されておりました、北部の方々は高山市で下宿をされておる方もおられます。

このたびの市内高校生の助成制度の趣旨はよく理解できますけれども、早い機会に郡上市民の全保護者の軽減、公平化のためにも、市外高校生の助成実現も配慮していただきたいのですが、総括的に市長さんはどのようにお考えでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

このたびの高校生の通学費に対する助成に道を開きましたのは、ただいま細川教育次長のほうから御説明をしたとおりでございます。中学を卒業された皆さんがどこの高校へ進学するかということとは、御自身の将来へのいろんな夢、そうしたことからいろいろ選択をされているということであらうかと思いますが、そしてまたできるだけそうした高校生の皆さんが3年間通うのに御父兄の負担が軽くあってほしいということも、また父兄の皆さんの切実なる願いだろうというふうに思いますけれども、今回の補助金の趣旨は、まず高校生を持たれる親御さんの、保護者の負担の軽減ということもございますが、もう一つ非常に大切なこの補助金の使命は、現在の郡上市内の県立2校を今後とも郡上市で中学まで学んで育った子どもたちができるだけみずからの進路の選択という意味のニーズも満たせるように、そしてできるだけ親御さんにも負担をかけないように、そしてそこを卒業した生徒さんたちがいずれさらにその上の学校へ行こうとしますと、郡上ではございませんので、どこかへ行かれるということが多いわけですが、やはり将来郡上を担う人材として、同じ卒業生もいる、友達もいる、仲間もいる郡上へ帰ってきてほしいと、こういう思いで、今回、道を開いたわけであります。

確かにおっしゃるように、同じ保護者の経済的負担の軽減ということだけを考えますと、それはどこの高校へ通っても同じではないかということだと思いますけれども、ただいま申し上げたような非常に大きな狙いというものを持って今回補助金の設定をさせていただいたわけです。

先日、中学校の卒業式が行われました。私も、白鳥中学校へ出ました。そのときにデータをもらいましたけれども、ことしの中学の卒業生は、郡上市内でたしか431名か430名ぐらいでございました。あとの中学2年生、1年生、現在の小学校6年生、5年生と、その数を見ますと、今回の卒業生が郡上市内の卒業生では400名を超える最後の学年でございます。あとは多くて380名程度等々で、そういう形で減ってまいります。

少子化対策いろいろやっておりますけれども、この流れというものは、なかなか不可避的なところがございまして、こういう中学生の数を抱えた郡上市内で、先ほど申し上げましたように、できるだけ進路の希望もかなえられるような、ある意味では多様性のある、そうした高等学校を2校維持していくということが、これは郡上市にとっても公益にかなうことだというふうに思っておりますので、そのために今回そのような道を開いたということでございます。

確かに市外へお通いになるお子さんをお持ちの市民の皆さんにとっては、これは不満の残るところであるかもしれませんが、もし市外へお通いになる皆さんへの通学費の補助というのものも全く、例えば同様にしたとすれば、むしろ市外へ通う生徒さんの数をふやすほうに助長するという、もしそのような形をするとすれば、この政策は矛盾した2つの方向を持ってしまうという形になって、今回このような一定の限定をつけさせていただいたということでありまして、その点を御理解いただきたいと思います。

なお、こうした施策が今後これからの中学生の皆さんの進路にどのような影響を与えるかということは、今回の高校の入学は、こうしたことを私どもがアナウンスする前に御選択をされておりますので、実際にはこうした政策の効果がどのような効果を持つかということは、ことしの今度の今春の入学生ではなくて、その次の入学生以降にどのような、また皆さんもお考えになるかということもしっかりと見定めながら、今回御提言の趣旨は、ある意味では理解できることでありますけれども、そのようなことも、もちろん一つの問題、課題点として考えながら進んでまいりたいと、とりあえず今回、初年度のこうした制度を始めて、その効果等も見きわめてまいりたいというふうに思っています。

(11番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございます。今回の制度の趣旨はよく理解しておりますし、市内の2つの高校の存続は大変重要なことであるというふうに思っております。市内高校生の全保護者の負担軽減のためにも、早い機会に市外高校生も含めた通学費補助要綱、市内外の高校要綱の充実、拡充もお願い申し上げますとともに、可能であれば補正予算においても対応いただきますことをお願い申し上げまして、私の2点目の質問を終わります。

私の2つの質問に対しまして、細部にわたり御配慮ある御答弁をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前 1 1 時 4 3 分)

○副議長（田代はつ江君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長を交代いたしましたので、どうかよろしくお願いいたします。

(午後 1 時 0 0 分)

◇ 森 藤 文 男 君

○副議長（田代はつ江君） 2 番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2 番 森藤文男君。

○2 番（森藤文男君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

何回この場に立ちましても、非常に重い場所であるというふうに感じまして、緊張してなかなかうまくしゃべれません。しかしながら、前を見ますと市長さんが見えて、たまたまですが、ネクタイが多分おそろいかなと思ひまして、少し心強く思いながら質問をさせていただきます。

大きな項目としましては、学校教育について、これは主に小学校であります。もう一点は、地方分権改革についてのこの2点でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに学校教育について、3点ほどお伺いをいたします。

少子化に伴い増加傾向にある複式学級の現状と課題及び将来的な方向性についてお伺いをいたします。

少子化が全国的に進む中、本市でも現行の学級編制基準では複式学級が増加せざる得ない状況も生まれております。

前回、12月議会で、古川議員が美並地域の教育のことで質問されました。そのときに大変私も関心を持ってお聞きをしましたが、そのときの資料で大変恐縮ではございますが、皆様のお手元には学校別児童生徒数の推移が個々にある資料をお配りしております。

前回、この資料が出ましたが、これを見ていただくと、上段のほうから西和良小学校、西和良小学校につきましては平成31年4月1日、和良小学校に統合が決まっておりますが、そのほか、大和第一北小学校、那留小学校、石徹白小学校、明宝小学校、小川小学校のほか、平成30年度より北濃小学校、北濃小学校はけさ方、議場を見学されましたが、その北濃小学校も30年度よりいよいよ複式が始まります。

あと、平成32年度には大和西小学校、平成35年度には和良小学校と、小学校22校中9校が複式学級編制校となり、平成29年に2,037人から平成41年1,545人と492人減少し、ここには41年までの12年間先までがお示しをされていますが、その先をまた考えますと、さらに複式学級はふえる見通し

となると思います。

そもそも複式学級というのがどういうものかということで、市民の方になかなか周知されていないということもありますし、少し基準についてお話し申し上げますが、複式学級は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、通称標準法と呼ばれますが、この法律が根拠となって設置され、小学校の場合は他の学年の児童と合わせて16人までのときはこれをもって1学級の編制をします。ただし、1年生を含むときは8人とする、ちなみに中学校は他の学年と合わせて8人までのときはこれをもって1学級を編制します。しかし、学級編制の弾力化に係る制度改革により、岐阜県は、小学校の場合、16人から15人で実施をされております。

複式学級は、児童生徒にとっても、また先生にとっても、さまざまな課題が多くあります。私なりに現場に赴きまして、校長先生等にお忙しい中、お話を聞かせていただきました。また、いろいろと調べながら、少し複式学級についてお話を申し述べますので、お聞きをしていただきたいと思います。

まず、児童にとって、ずらし、わたりというふうな授業が行われます。担任の目が行き届かなくなる時間、間接指導の時間というのがふえ、集中して学習に取り組めなくなることがあり、自学自習の特別な訓練やなれが必要になるのではないかと、また多様な人間関係を通じた社会性の涵養等について、集団教育の効果が低くなりがちである。また、大きな集団での社会経験の場が不足となる、また固定した人間関係が継続しがちなため、児童生徒の序列意識を生みやすい。また、5年生・6年生の複式学級になりますと、これは修学旅行が隔年で行う可能性がありまして、これは保護者にとっても負担が大きくなるのではないかなと思います。

また、これは先生にとっては、2学年分の教材研究をする必要があります。そのために、新しいカリキュラムの作成が必要となります。ずらし・わたり授業を行うために教材研究が複雑になり、そのために児童への指導・援助の方法が多様となる。また、2年生・3年生、4年生・5年生、この2つの学年にとって複式学級が教科が違うので、同一時間に行うことが困難であると思います。

2年生には生活科というのがありますが、3年生にはありません。3年生は、社会科とか理科、あと総合的な学習、習字、外国語活動があります。4年生・5年生の複式学級になりますと、4年生にはない教科が5年生にはあります。これは家庭科です。それから、今は外国語活動としてやっていますが、これが5年生になりますと、2020年ですが、教科になります。

また、特性として、児童にとって、これは深い人間関係を基盤として、地域に根差した活動や体験ができます。異学年との交流や学校ぐるみでの特色のある活動ができる。片方の学年を指導中に、もう片方の学年は児童だけで学習するので、自分のペースで学習がしやすく、かつ自主的に学習する態度が育つ。上級生は下級生の世話をして、下級生は上級生から学ぶという道徳性も身につくと思われます。

先生にとっては、児童一人一人に指導が行き届き、それぞれの個性や適性に応じた個別指導が可能であります。必要であれば、繰り返し繰り返しのきめ細かな指導が可能である。

以上、こういった複式学級についての現状を把握し、できる限りの最善策を模索し、創意工夫しながら、児童生徒の教育にとって、さまざまな観点において将来的な方向性をどのように考えられるかお聞きをしますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（田代はつ江君） 森藤文男君の質問に答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをします。

森藤議員の御質問は、1点目は複式学級の現状、2点目に複式学級の課題、3点目に複式学級の将来性のこの3点についてお答えしたいと思っております。

まず、1点目の複式学級の現状については、児童生徒数が今後減少する推移や、それに伴って複式学級がふえることについては、皆様方の12月議会でもお配りしました資料を見ていただいて、そのとおりでございます。

複式学級の編制の根拠や、それから国や県の基準、また具体的な学校名につきましても、森藤議員の御質問の中にあったようで、そのようですが、少し私のほうから補足の説明をさせていただきます。

岐阜県は、約8割が森林に覆われて、山間部に小規模の集落が多く、過疎化や人口減少が進む中、以前より複式解消に向けて、学校統合や学級編制基準の改善を行ってきています。

現在の複式編制基準は、平成23年度から国が16人のところを岐阜県は15人に引き下げております。また、中学校においては、平成7年から、岐阜県の中学校では複式学級を編制しないこととして、複式学級の解消に努めているということでございます。

次に、平成29年度、郡上市内の複式学級のある学校、これについては森藤議員の説明にあった6校でございます。この6校についても、少し補足をさせていただきます。

6校のうち、西和良小学校、石徹白小学校、小川小学校については、過疎化、少子化によって、単学級を編制する基準を大きく下回っていることに加えて、児童のいない学年が2学年あることから、飛び複式となっています。この3校については、教員の配置は校長と担任というふうになりますが、特別に県の加配をいただいて、養護教諭と非常勤講師を配置し、事務職員については兼務をかけて対応させていただいているところです。

それから、那留小学校、明宝小学校のように、複式学級が1つある場合の学校においては、通常の配置より担任1人分の職員が少なくなるということで、非常勤講師を入れております。大和第一北小のように、複式学級が2つの場合については、通常の教員が3名少なくなるということで、全ての教員が担任をしているという状況で、これについても非常勤講師を入れております。

今後、平成31年に西和良小学校と和良小学校が統合しますが、今後さらに複式学級が1つある学校が、平成35年までに、先ほど説明があったように、北濃小、大和西小、和良小の3校が加わっていくことになります。

続いて、複式学級の課題についてでございますが、森藤議員の御指摘のように、児童にとっても教師にとってもデメリットはあります。ありますが、小規模のメリットとなる特性も当然あります。市教委としましては、現在、メリットのある特性を最大限に生かして、次のようなデメリットの部分の緩和策を講じております。

1点目でございます。複式学級の担任には、中堅・ベテラン教諭を配置しております。現在、本年度は10名の担任を配置しておりますが、30代を4名、40代を2名、50代の教員を4名配置しておりますが、そのうち30代の2名は僻地中堅派遣教員と、他の地区から優秀な先生に来ていただいております。

2つ目に、修学旅行、それから宿泊研修を合同で実施しております。明宝小学校と小川小、それから北濃小学校と石徹白小学校、和良小学校と西和良小学校は合同で実施しております。

3点目は、合同授業も実施しております。先ほど言いましたように、明宝小学校と小川小学校、それから和良小学校と西和良小学校については統合を控えていることもありまして、本年度は年に14回実施をしましたし、スポーツテストとかスキー教室も合同に行っております。そのほか、北濃小、石徹白小、それから石徹白小と小川小という交流会も行っております。

4点目は、教員の指導力向上に向けての研修ですが、県の教育委員会が年に2回実施します。それから、市の教育委員会としても2回実施しておりますし、初めて僻地の複式を担当する方の初任者研修というものも年に1回行っております。

そのほか、5点目として、社会性を育てるという意味で、地域の保育園児、また地域の方や保護者の方との交流を位置づけています。

6点目に、テレビ会議システムを活用して、合同授業を実施しています。本年度は、小川小学校と明宝小学校が道徳の授業を施行しました。

7点目でございますが、極小規模校については、先ほど言いましたように、養護教諭、それから事務職員の兼務、それから非常勤講師、大体週に11時間になりますが、配置をするようにしております。

3点目の今後の複式学級の方角についてお答えをいたします。

平成24年3月に、郡上市小中学校適正規模検討委員会より、複式学級について早期の解消が望ましいと、そういう提言をいただいております。ただ、同じ委員会の同提言において、学校の統廃合、学校区の見直しの検討をする際には、合同学習等を工夫することで、統廃合を行わなくても教育効果を高められるとも考えられることから、そうした点についても検討すること、さらに同委員会か

らは、学校再編成を行う上では、学校規模、学級の規模の確保のほかに、通学の安全確保、地域活動への影響について、慎重に検討することとの課題もいただいております。

今後は、この提言の示された課題、さらに新しい学習指導要領、郡上市の公共施設等の総合管理計画等を考慮して、教育委員会、それから総合教育会議、学校体制検討委員会等で検討を進めてまいります。

また、検討に必要な具体的なデータや資料の情報提供を通して、課題の可視化と共有に取り組むとともに、引き続いて複式学級のデメリットの緩和策の強化に努めていこうと思っております。

以上でございます。

(2 番議員挙手)

○副議長（田代はつ江君） 森藤文男君。

○2 番（森藤文男君） どうもありがとうございます。いろいろと教育長のほうからお話をいただきましたので、保護者の方とか市民の方も複式学級に対してはいろいろと周知をされたのではないかなとは思いますが。やはり子どもたちのために、ずっと配慮をしていただきたいと思います。

ちなみにですけど、少子化の中では、石徹白小学校、つい先日、行ってきたんですけど、平成36年、ここでは8名になっておりますが、16名にふえるそうです。やはり移住対策ということで、移住者の方がたくさん見えて、本当にこのデータは一応推定ではございますが、16名に36年度にはなるとということで、非常にうれしいようなことであると思えました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

これは、2020年、平成32年度から全面実施される小学校の次期学習指導要領での英語の教科化に伴い、円滑な授業体制のために市独自に支援策をとられたいが、考えを伺いたいということですが、政府は2020年、32年度から全面実施される小学校の次期学習指導要領での英語の教科化されるのに先立ち、2018年度の公立小の教職員定数で、英語を専門的に教える専科教員の1,000人の増を決め、学校現場の課題に応じて、政策的に配分する加配定数を改善させるとあるが、英語が教科化されることにより、教員の負担増が懸念されます。教員の負担は、児童への影響にも及ぶと考えます。

特に、2018年度からは、英語の教科化に向けた先行実施期間に入り、小学校の3年生から6年生までで、聞く・話す中心の外国語活動を実施するため、文科省は質の高い授業ができる専科教員を配置して、円滑な導入につなげたいというふうな考え方であります。

また、授業負担軽減による教員の働き方改革も想定して、文科省は2020年度までの3年間で計4,000人の専科教員配置を目指すとありますが、こういったことは本市に配置される見通しはあるのか、状況はということもお伺いしたいんですが、また2018年から、現状の学習時間を守り、先行実施期間として新たに英語という外国語活動を実施するに当たり、本市では3年生、4年生は年15

時間、5年生、6年生は50時間での実施予定があるようですが、現小学校教員は英語を指導するに当たりどの程度の指導能力を確保されるのか、そのための研修期間、時間、いつどのようにどのくらい確保されるのか。

また、今後、教科化に向けてどのような経過を経るのか、働き方改革で長時間労働、残業の制限がある中、さらなる負担がかかるのではないかと、負担軽減のために市独自で退職する教員を非常勤として採用し今後の対応につなげたり、また退職された方で教員免許を持っている潜在教員とでも申したらいいいんですか、わかりませんが、こういった潜在教員の掘り起こしや、教員免許というのは10年おきに更新されるようですが、更新費用のための助成などをして市独自に対策をとられ、人に投資をすることも重要なことではないかと思えますし、この質問は前段の複式学級の際の対策にもつながるのではないかと思います、その点いかがお考えですか、質問をさせていただきたいと思えますので、お願いをいたします。

○副議長（田代はつ江君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをします。

森藤議員の御指摘にある小学校における外国語の教科化にかかわる教師の負担増については、教育委員会としても懸念しているところでございます。他の教科の時間数を削減することなく外国語教育の時間数が増加することは、量的にも教員の負担がふえることになります。

また、全ての小学校に英語専科の教員がいるわけではありません。小学校3年生から6年生の担任にとっては、新たに外国語教育についての研修を深め、新しく授業の準備を行うことになります。

そうした状況の中で、森藤議員の質問の中にありました専科教員の配置についてですが、文科省が2020年までに3年間で4,000人の専科教員を目指すということについては、現時点においては県・郡上市において具体的な人員配当の情報は入っておりません。

そこで、3つの対応策を講じます。

1つ目は、英語の免許のある非常勤講師等、免許はないですが、英語が堪能な特別非常勤講師の配置を行います。来年度は、学校からの要望に応じて、市内の小学校5校に英語の授業の支援が行える県費の非常勤講師2名、それから免許を持たない特別非常勤講師3名を配置する予定でございます。

2つ目に、郡上市では7名のALTを雇用しております。これまでも、小中学校において、外国語教育のサポートとして活用しておりますが、現在、小学校の高学年においては年間35時間の外国語活動の授業にALTが入って、担任の授業をサポートしております。

今後、高学年の外国語の教科化に伴って、年間50から70時間となりますが、現在のように全ての授業にALTがサポートするわけにはいきませんが、教材の準備等について、今後、ALTをさら

に活用していきたいと考えております。

3つ目でございますが、郡上市教育委員会では、小学校への外国語の導入や、またベテランの教員が今後多く退職していくことの対応策として、平成27年度から3年計画で教科ごとにプロジェクトチームをつくって、郡上市教科スタンダードの作成を進めてきました。この教科スタンダードというのは、自分の専門でない教科の授業をするときに、授業者が指導の要点とかコツを事前に理解し、実践を通して指導力の向上を図るもの、または先生方の負担を軽減していく、そのために作成をしております。

3年目になる最終年度で、今年度は外国語を含む5教科の教科スタンダードを完成し、現在、全先生方が利用できる学校間ネットワークに掲載して、必要なときに閲覧できるようにしてありますし、このスタンダードが小学校の外国語の教科化に対して、不安や困り感を感じている先生方の一助になることを期待しております。

大きく2点目の小学校の先生方の研修についてでございますが、教員に求められる英語力については基本的な英語ですので、先生方にとっては特に多くの単語を覚えたり文法について学び直したりする必要はないと思われます。でも、子どもたちが英語を楽しみ、英語を好きになるような魅力的な授業をできる授業力を研修や実践を通して身につけなければなりません。

そこで、国や県も、その対応をする事業を進めています。美濃地区では、関市にあります安桜小学校を研究指定校として、その実践や公開授業を通して、郡上市の各小学校から英語教育推進教師というのが全員参加して、その効果等を、また指導方法を校内に広めるように努めております。

また、文科省が作りました教材を活用できるように、既に各学校に配付しているところでございます。

また、市教委としまして、小学校の英語教諭の充実を目指して、年に2回、研修会を行っておりますが、今後もこれを続けていきたいと思っております。

また、そういう資料をより一層活用していただくためには、先生方にその時間を確保する必要がありますので、働き方改革を進めることで、さらに一層、教材研究等の時間が避けるような工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○副議長(田代はつ江君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) どうもありがとうございます。教育長のほうから、市独自でいろいろと支援策、対策をとられるということでもありますので、そのようにぜひ実現されるように進めていただきたいと思います。

それでは、3点目、学校教育については最後の質問であります。郡上特別支援学校との交流や

共同学習推進に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

2016年度に、特別支援学校と交流した全国の公立小学校は16%であります。公立中学校は18%、高校ですと26%であることが文部科学省の調査でわかっております。2020年、東京パラリンピックに向けた行動計画で、障がい者との交流や共同学習を各学校で推進するとの目標を掲げておりますが、学校での浸透が途上であるということがここでよくわかります。

教育課程の位置づけとしては、複数回答であります。総合的な学習の時間が公立小学校で54%、また公立中では48、学校行事などの特別活動が、公立小が48%、公立中・高いずれも42%というふうなデータもあります。

学校間交流があるのは、小学校では小学校校区であります大和南小学校であります。中学校も大和中学校であります。市内のほかの小中学校も交流の機会をつくるということは、児童生徒にとっても、一緒に遊ぶことにより、差別意識の解消、体験による共生社会への対応、今後の福祉、バリアフリー社会への取り組みとしても非常に有意義だと考えますが、両学校が余り負担とならないような形を模索しつつ取り組まれたらと思いますが、その点についてお伺いをします。お願いをいたします。

○副議長（田代はつ江君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えします。

現在、郡上市では、森藤議員も話されましたように、大和南小学校や大和中学校のように、学校と学校との交流をしていると、それ以外にも、特別支援学校に通っている障がいのある児童生徒が住んでいる地域の学校へ、その学校の児童生徒として登校して、授業や行事に参加するという居住地校交流というのを実施しています。

この交流は、障がいのある児童生徒と地域社会とのつながりを強めるとともに、障がいのない児童の障がいに対する理解や人権意識の高揚、体験を通して相互理解、双方の児童生徒がともに生きる社会の社会性の醸成を図ることを目的に行っております。

今年度については、市内の小学校では6校が、中学校においても6校が、居住地校交流を実施しました。八幡中学校では、特別支援学校の生徒と学年の全員がともに集団ゲームを行ったり、合唱を披露したりという交流を行いましたし、特別支援学校ではありませんが、白鳥中学校のように、ぶなの木学園の皆さんと合唱祭で交流をするというような学校もあります。

障がいのある児童と、その教育に対して正しい理解と認識を深め、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、ともに支え合っていくことの大切さを学ぶ場として、学校や教職員の負担に考慮しながら、今後も学校間の交流を推進していこうと考えております。

以上です。

(2番議員挙手)

○副議長(田代はつ江君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。両学校が負担にならないという形の中で、小学校には図画工作というものがあるので、そういったような作品も通じての交流も、それもやっていただければ非常にいいことかなとは思いますが、ぜひよろしくお願いします。

郡上特別支援学校では、こういったポスター、これを見られた方もみえると思うんですが、一応許可もいただいて、これを出させていただいておるんですが、こういった郡上特別支援学校の方がいろいろとサポーターを募集されております。これはいろいろな部門もありまして、就労支援部門とか、学習活動支援部門とか、また、あんきにやってくれ部門とかいろいろあります。見守りや声かけといったような手軽にできる協力もありますので、ぜひこういったことに皆さんも協力していただきたいと思います。

サポーターになられた方には、こういったようなステッカーもいただけるということで、皆さんもこういったサポーターには募集されておりますので、ぜひサポーターになっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

私的にはちょっと身の丈に合っていないのかなと思うところもありますが、地方分権改革についてであります。

地方分権改革、国主導の改革から地方の発意に基づき改革を推進する提案募集方式というものが導入され、地域の課題を解決するために必要な制度の改正や運用改善を進めることができるが、活用されてはいかかというふうな質問でございます。

時間もないので、事例も本当はいろいろとお示しをしたいんですが、簡単に地方分権改革についての概略を申し上げます。

平成5年から始まった第1次地方分権改革により形成をされました国と地方の新たな関係という土台に、平成19年に第2次地方分権改革により実現した個別の地方に対する規制緩和や権限の移譲の積み重ねによって、地方において地方の実情に応じた行政が展開できるようになり、平成26年から提案募集方式によって、国主導の改革から地方の提案に基づくボトムアップ型の改革に移行し、国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革が推進されております。

こういった背景の中、提案募集方式というのが、地域の実情を踏まえた提案を地方から募集し、その実現を図るものであり、まさに地方の提案が改革の推進力になると言えます。

提案の対象としましては、地方公共団体の事務権限移譲、地方に対する規制緩和、これは義務づけ、枠づけの見直し、全国に一律に定めた基準を廃止したり、条例に委任したりする見直しを指します。施設・公物管理基準を条例にする場合の国の管理基準には、参酌すべき基準、標準、従うべ

き基準等があります。

前回、研修に行ったときに、こういったハンドブックを内閣府の方から送っていただいたものを執行部の皆様や議員の方にも、全てこれ100セット送っていただいたので、お配りをしました。この中には、非常に役に立つ、もしかしたら気づきとか、きっかけになるものは大変多くございます。

事例集の中では、これは提案募集方式ではありません。あくまでもこれは事例なので、提案募集方式はちょっと異なるので、権限が例えば移譲された場合に、都道府県とか、あるいは中核市とかというところまでは規制緩和されていますが、郡上市は一般市なので、なかなかそこには該当していない、そういうものに対して、例えばもう少し規制緩和をしてほしいというようなことで提案募集をされることもできるということでありました。

こういったことで、私的には非常に地方の改革を推進するにはいいものであると思っていますが、これについて見解をお聞かせ願いたいので、よろしくお願いします。

○副議長（田代はつ江君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 地方分権改革における提案募集方式、平成26年度から、今、議員が説明されたとおり始まっております。

実は、郡上市におきましても、平成26年度にですけど、1回ということで、同一疾病ということで、人工透析をやっている患者に対する軽減措置に対して、事務の簡素化の制度を提案したことがありまして、そのところで内閣府のほうと相談させていただきました。

その折なんですけど、内容は、軽減措置が健康保険者による軽減措置、それから国による軽減措置、それから県や市による単独の軽減措置がありますので、この軽減措置を健康保険のほうの中で一括してやられたらどうかという提案でしたんですけど、実は提案の中の対象とならない事案について、税源が移譲されるもの、財源が移譲されるものについては対象にならないということで、この提案につきましては国の財源が健康保険者のほうへ移譲するということがありまして、この折には実は提案には至らなかったという、実はそういうことがありましたので、そのことも少し御承知おき願いたいと思います。

しかしながら、地方からの権限移譲でありますとか規制緩和、それによります事務の効率化でありますとか、そういったところは非常に理解できますし、提案による募集要綱、そういうのはありますので、これを見ながら取り組んでいきたいなというふうに思っています。

それで、30年度につきましては、2月20日から6月5日までが提案の期日ということになっておりますので、実は先般の庁議でございまして、3月13日に行われましたけど、その折に各部長のほうにつきまして、提案型募集方式、これについて説明をさせていただきましたし、この本、こういうのもお配りいただきまして、参考にしていただきまして、対象にならない提案もありますけど、

そういうところをよく加味した上で、権限移譲、あるいは規制緩和によるところのないかというところを募集しておりますので、そういうことによりまして郡上市の新しい行政が展開できるようであれば、積極的にこの制度を活用していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

ちなみに岐阜県では、26年から29年度までに、5市からの提案がされているものでございますので、その点も説明させていただきます。

(2番議員挙手)

○副議長（田代はつ江君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） どうもありがとうございました。こういったことを部課を本当にまたいで、また横断的にいろいろと参考にさせていただければと思います。

対象案件に対する情報の実現に対しては、平成28年は76.5%ということで、非常に高い水準であるというふうなことが言われております。可否とかについても、ホームページとかでいろいろと示されているというふうなことです。そういったことも参考にさせていただきたいなと思います。

それでは、いろいろと三島市長公室長、石田教育長には丁寧に御答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○副議長（田代はつ江君） 以上で、森藤文男君の一般質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○副議長（田代はつ江君） 続きまして、18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回は、2点について質問をさせていただきます。

まず、財産管理というようなことで、土地所有の実態についてお伺いをいたします。

郡上市の土地は約1,030平方キロということで、県土の約10%と言われており、中には国有地、市有、その他の公的な所有地、それから私有地というような、いろいろな形態で所有をされております。この中で、私有地ですが、これは市税の中の固定資産税が課税されており、市の重要な自己財源となっているところであります。

ちなみに、固定資産税は建物などと合わせて約25億円余というような形で、市税の半分を占めておる税でありますので、極めてこの件については真剣に取り組んでいただきたいと考えておるところであります。

そこで、私有地の所有について、大方は市民の皆さんが所有されていると思いますけれども、市外の人、いわゆる不在地主の土地もかなりあるのではないかというふうに思われるわけです。そこで、市民以外の所有の面積はどのくらいあるのか、その中でももしかしたら外国人の所有、あるいは日本国以外の国の所有というようなことはあるのかないのかということをお伺いいたします。

そしてまた、こうした方の所有されている土地に対する固定資産税の課税と徴収方法や収納状況についてお伺いをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（田代はつ江君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、市外の方、とりわけ最初に外国人の土地の所有状況について御説明させていただきます。

郡上市内在住の外国人の方は4名の方が土地を所有されておりまして、私山林、その面積は2万1,260余平方メートルであります。それから、郡上市以外のところにお住いの外国人の方の所有につきましては、5名の方が7,900平方メートル余ということで、合計で外国人の方は9人の方が2万9,162.57平米、これだけの土地をお持ちであります。

現在、これらの方々につきましては、居住地に直接納税通知書も送付させていただいておりまして、滞納というような状況ではありません。税が納められておるということでございます。

また、市外在住の方が所有する土地につきましては、郡上市内に、これは筆数ですけど、6万4,799筆、面積では1億9,784万6,320平方メートル、これは単位を変えますと197.85平方キロメートル、相当広大な面積を郡上市外の方の所有者が持っておみえであります。

それで、ことしの1月現在ですけれども、相続放棄等によって所有者不明となっていたり、あるいは実態調査を行ってもなお住所が判明しない件数は全体で113件、面積につきましては104万3,370平方メートルでありまして、これに伴う固定資産税額は221万円でございます。

これらの方につきましては、公示送達といいまして、市の掲示場に納税通知の内容を公示しまして、7日間経過しますと納税通知をさせていただいた効果が生ずると、こういう制度をもちまして、課税をこちらとしてはさせていただいておるという状況がありますが、実態としましては把握できないということでございまして、未納ということになるところでございます。

それから、郡上市内の土地につきまして、日本国以外の国が所有するということのお問い合わせですが、そういう実態は郡上市内ではありません。

念のために、岐阜地方法務局八幡支局にも問い合わせを行いましたけれども、郡上市内ではそういうふうなものはないということでございます。

（18番議員挙手）

○副議長（田代はつ江君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 今、答弁の中で、大変な件数と面積の所有者がわからないというものがあるようでございます。そういう所有者がわからないということになると、差し押さえもできないということなのかなというふうに理解するわけですが、こういう幽霊土地のようなものについて、またこのことについて市は今後どのように対応していくのか。わからんならわからんで済ますのか、何かの特定する方策があるのか、それにどういう対応をされようとしているのかということについて、再度お伺いしたいと思います。

○副議長（田代はつ江君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） ただいまの御指摘につきましては、113件、固定資産税の税額としては221万円という、現在、所有者住所不明、こういう件数でありますけれども、公示送達を行う前の段階で何とか所在をつかみたいと、把握したいということで、書面上とか事務所の中だけでわからないということではなくて、いわゆる実態調査というのを行うようにしてはおります。

ただ、例えば市外の場合ですと、そこに郵送をしてもそれは戻ってくる、その方が不在であるという状況がありますので、市役所に問い合わせる、そういうふうなことを重ねていくうちに、例えば日本人の方が行方不明になってしまったとか、あるいは特殊な事情によりまして現住地がないと、そういうようなことがいろいろとわかってくるわけでありますけれども、そういうことの中で、結果的には課税をするという状況はつくりますけれども、それを納めていただくということができないと、これが今113件、221万円あると、こういう状況であります。

今後の取り組みとしましては、特にこういうことが発生する可能性としましては、相続放棄であったり、そういうことが多いわけありますので、できることとしましては、郡上市に例えば亡くなられて死亡届を提出されることがありますね。その際に、不動産登記移動というものを促させていただくということで、一連の手続の中でそういうふうにしていただく。

それと、もう一つは、納税管理人というのを立てていただいて、市外に行かれた場合でも、あるいはお亡くなりになった場合でも、納税を代表して管理するということを届けていただく、この制度を最大限活用しているということが現在のことであります。

封筒に相続登記の促進とか、あるいは通知の中でそういうものを入れるとか、広報とかケーブルテレビ等につきましても、法務局とも御一緒になって、こういう運動をしているところでございます。

（18番議員挙手）

○副議長（田代はつ江君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 今の答弁の中で、規則の中ではこういう方法があるというようなふうを受けとめるわけですが、これは課税をしてあるんですから、収納がなければ滞納になってい

くということだと思いますので、滞納が価値よりふえてきた場合は、その権利といいますか、所有権は普通ならもらうべき人が肩がわりしてもらっていくというのが普通ではないかというふうに思うわけですが、そんな調子にはいかんのかかもしれません。

ただ、今は不明者のことでしたけども、不明でなくして滞納であるというような件についてはどのくらいあって、今の形と一緒に、滞納額が順番にかさんでいって、そういうことになれば、どこに帰属していくかということについて、真剣に取り組んでいただきたいというふうに思いますし、そういう土地はいかほどになっておるか、わかれば教えていただきたいと思います。

○副議長（田代はつ江君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） まず1つは、滞納整理に係るお話だというふうにして受けとめておりますけれども、物件があって、そして納めてもらえないということになる場合に、1つは差し押さえということがあります。差し押さえを以前にもしたことがもちろんありますし、現在もそうして裁判所に多くの債権者の差し押さえになっている状況のときには交付要求というものを、しっかりこちらとしていただくものはいただくというような手続もするわけですが、一般的にはいわゆる不動産の差し押さえをしたときに、換価といいまして、お金にかえて収納することが非常に難しいんですね。

それで、そういうことがありますので、近年とっている方法としては、できるだけ御本人のいわば預貯金や給与等の差し押さえを行わせていただくと、そういうことにおきまして、現金として市は収納をさせていただくということを今の方法としてはよりとっておるところでございます。

また、差し押さえ物件につきまして、直接取得するということはできませんけども、差し押さえの解除とともに購入ということで、その物件を取得することも可能ですけれども、特に土地を市が取得するというについては相当目的とか、何に使うということが明確にならないといけないものですから、安易にそういうこともなかなかできないと。

さらに、いわゆる所有者不明で固定資産税が未納な場合に、郡上市から利害関係人として、家庭裁判所を通じまして、いわゆる相続財産の管理人を専任していただくというような方法をとって、そして相続財産の管理人が債権者に対して債権の届け出を催告して、財産処分をしていただいて、財産処分の結果で債権者に弁済をしていただくと、その残余のものは国庫に納めると、こういうふうな手段もありますけれども、裁判所に対して経費の弁償に係る家事予納金というお金を100万円程度と言われているんですけど、それを納めていくということもありますし、このことにかかる大変多くの時間、そして手間というのが大変でありますので、なかなかこれを直ちにとるということとはできないということが現実であります。

（18番議員挙手）

○副議長（田代はつ江君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 事務的にはなかなか難しいというような答弁であるかと思えますけれども、今、所有者の不明の土地、あるいは長期にわたって納税いただけない土地、そういうものについては、今、土地の取得は目的がなければできないというようなお話でしたけれども、そういう土地がどこに生まれるかは別として、どこでも取得しなければ事業ができないことがあるやもしれんということが想定もされますし、私は市が当然処分をして金銭に変えて、残ったらかやすというような話をされましたけども、当然もらうべきものがもらっていないのでありますので、残るところはそうないと思えますけど、あったとしてもそれを差し引いて取得すべきであるというふうに私は思うわけですが、このことについては市長の見解をお聞かせいただきたいというふうに思いますが、できることならばこれは取得して、代替の土地に使えるものもあるかもしれませんし、そうでない価値のないものもあるかもしれません。

以前、私の知り合いの人があるところに別荘地を持ってみえて、ずっと納税通知が来たけれども、近ごろ来んようになったと、どうなんやろうという話でしたが、私の推測するには、買われたところは別荘地というようなことで、ある程度課税されるべき対象であったけれども、年が経過して、そこは山林に戻ってしまったというようなことで評価がえをしたら、税金をかける価値がのうなったんかなというようなことを推測したわけですが、税金の額が少なけりゃ、それこそ通信代にも徴収代にもならんというようなことで、そんな対応をした土地は現にあるのかなと、自分でも不思議なんですけども、実際、土地を所有してみえる人がそう言われるんですので、課税通知が行かないというような事例については把握してみえるかどうかということについてお聞かせをいただきたいと思いますが、前段のことについて、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（田代はつ江君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 市といたしましては、とにかく固定資産税をいただくべきものをいただくということが大目的でありますから、先ほど理事が答弁しましたような現在の現行の法令の中で、許される範囲の手だてを尽くすということに尽きるというふうに思います。

市がそうした目的の範囲を超えて、将来的に利用の価値の見込みのないようなものを取得するということは、必ずしも適切でないというふうに感じております。

（18番議員挙手）

○副議長（田代はつ江君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ただいま市長の見解は、価値のないものは要らないということのように聞こえますけれども、持っておっても別に重たいことも費用のかかることでもないし、ただ放置しておけば後々問題が生じる可能性があるというようなものについては、どういう方法があるかわか

りませんけども、取得の方向へ向けていただきたいなということを私は感じました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

もう一点は、教育、文化、観光についてということですが、市長は平成30年度、今年度の施政方針の中で、文化施設整備について、本年度には郡上の歴史・文化にかかわる資料等の収集・保管と調査研究の拠点施設として郡上市歴史資料館が竣工をすると、そして今度は短歌・文芸活動の拠点として、仮称、短歌交流館の実施設設計に着手すると述べられました。

そこで、短歌交流館についてお尋ねをいたします。

この施設の建設の目的、それから規模、どんな建築様式のものを想定されているのか、また建設場所、それから場所については古今伝授の里フィールドミュージアムの一角というような表記でありましたけれども、一体全体、古今伝授の里フィールドミュージアムの用地というのはどのぐらいあって、今、想定される空き地といいますか、そういうようなところはどこを想定されておるのか、これからかもしれませんけれども、今の時点でわかれば御説明なりいただきたいと思います。

○副議長（田代はつ江君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、仮称でございます短歌交流館についてお答えをさせていただきます。

まず、施設の設置の目的でございますが、古今伝授の里フィールドミュージアムが現在抱えております諸課題を解決するため、それから地域文化振興、それから地域経済振興、さらには観光立市を実現することを目的に設置ということでございますが、具体的には、短歌と文芸の博物館として個性化を図るため、現在、大和庁舎3階に仮置きがされております島津忠夫文庫を移設いたしまして、既存の短歌図書館大和文庫と一体的に管理をすることで、付加価値を高めたいというものでございます。

また、短歌と文芸を中心に、文化系の活動をする市民や学生が活躍できる場を提供、地域文化振興を図りたいというものでございます。

これまでは、やや手狭でもございましたし、そういった多目的な広場がございましたので、必要なときには大和生涯学習センターということで会場を移しておりましたが、やはり同じ雰囲気の中でこういった短歌活動、地域文化振興活動を図りたいというものでございます。

また、建築後30年以上経過いたしました屋外公衆トイレがございます。こちらは和式でございまして、入り口は階段状になっております。また、近くの樹木等の根っこの影響で、水が逆流するとかいったような、そういう機能的なふぐあいも出ておりますので、この際、屋外のトイレを改修したいということでございます。

当時、まず屋外のトイレを改修といったようなことがございましたが、これだけでも単独で1,300万円ほどの工事費がかかるというようなことで、それだけではなくて、もう少し広がりのあるといったことから、今回の仮称、短歌交流館という発想になったわけでございます。

なお、屋外公衆トイレでございますが、新規にオストメイトトイレ、授乳室、赤ちゃんのおむつがえスペース、24時間利用可能なAEDも設置をしたいということでございます。もちろん、外からも使えますし、中からも使えるという、両方のトイレといったようなことを想定しております。

それから、地域の特産品を販売いたしますミュージアムショップ「よぶこどり」といったようなものが現在ございます。それから、郷土料理等を提供いたしますカフェ、「茶屋いなおほせどり」でございます、「軽食処わかな」、これらもその際にリニューアルをすることで、経済振興を図りたいというものでございます。

なお、建設位置につきましては、ただいま「よぶこどり」ですとか、そこがございます県道からフィールドミュージアムに入りましてから、すぐ左手のところに駐車場がございます。右手にもございますが、いつもは右手のほうを皆さんお使いになるかと思いますが、左手のほうに駐車場ということでございますが、こちらのところに建物を建てたいというものでございます。建築面積につきましては、約408平米ほどでございます。

重複いたしますが、施設の構成といたしましては、島津忠夫文庫、それから閲覧室兼学習室、それからインフォメーション機能、これは地域の歴史・文化、園内情報ということで、現在、フィールドミュージアムを訪れていただきましたときに、少し坂を上りましてから受付があるような感じでございますので、もう少し近くのところにフィールドミュージアム内の施設の案内でございまして、あるいは地域の歴史・文化の案内といったものがそこにあると便利ではないかというようなことからインフォメーション機能、それから多目的スペースということで、これは広間ということになります。講座ですとか短歌大会等が開催できる、それから先ほど申しました公衆トイレ、授乳室等といったようなものでございます。

これらが同一スペースに複合的に配置できるようにいたしまして、日常管理を押さえていきたいというものでございます。

なお、フィールドミュージアムにつきましては、こちらは野外博物館というような位置づけでございまして、野外博物館というのは、やや申しますと、野外に複数の歴史的建物が建てられているというようなイメージでございますが、あちらのコンセプトにつきましては、一連の施設、あの中に篠脇山荘、和歌文学館、レストランもちどり、そのほかにもいろんな建物が建っておりますが、これらの施設をめぐる、周囲の自然、あるいは歴史のシンボルがガラスに、シンボルと申しますのは、例えば明建神社でございまして、篠脇山であったりとかというようなことでございますが、そういうものがガラスに映り込むということで、いわゆるガラスというような近代的なもの

のところに、そういう自然ですとか歴史が映り込むといったような、古と、それから今、現在の今ということですが、これをつなぐというようなコンセプトで建てられておりますので、今回はハード面につきましても、それらの一連の建物のつながりが持てるようなものでつくっていききたいというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○副議長（田代はつ江君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 計画の概要はおおよそわかりましたけれども、あそこはもともとが当主の館跡というような位置づけでありますし、当主の館はどんなものであったかなというのは何かの文献にあるのかないのかわかりませんが、遺構が出てきてあるというようなことで、今、言われた近代と古いものとの融和といいますか、そんなようなことで、あそこは確かに建設当時、優秀な施設ということで何かの賞をいただかれたという、大変いいといいますか、画期的な考え方であるということを感じるわけですが、私は建設につきまして、市内には優秀な建築業者がございまして、また郡上らしいといいますか、郡上の材を使った、そんな建物を私はイメージをするわけですが、できることならそういうことで、建築士でなしに、建築を実際にやられる人にコンペでもかけて、そしてやっていただきたいというふうに思いますし、今までそれは公のつくるものは、おまえ、ぐあいようやるでやってくれよというわけにいかないので、設計士にかけてやるわけですが、どうもこのごろ木造についてはどの建物も完成したものを見に行っても余りイメージと違って、もうちょっとどうかならなんだかというような気持ちを持つ施設がありますので、私が思うばかりでなしに、建築に携わっている人もままそう思われるのではないかというふうな気がいたしておりますので、ぜひともコンペ方式を持って、大勢の人をこれはなるほどというふうな形にしたいというふうに思いますので、どうか考慮をいただきたいというふうに思います。

時間も過ぎていきますので、最後の質問に移りたいと思いますが、ことしの施政方針の中で市長は、白鳥町長滝の白山瀧宝殿が市有の施設になるので、白山文化博物館との一体的な管理と文化財のさらなる活用を念頭に、さまざまな事業を継続的に展開するというふうに言っておられ、大変私としてはありがたいことだなというふうに感謝をしておるところでございますが、あそこの地域は県の施設である待望久しかったあゆパークが完成をし、またそれにあわせて市のほうも道の駅の改修をされて、ことし6月には全面的なオープンになるというふうになっておりますが、そこで白山瀧宝殿の今後の運営といいますか、活用、それから白山文化博物館、道の駅との連携について、どういうふうな形でこれを進めていかれようとしておるのかということについて御質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○副議長（田代はつ江君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

ただいま議員の御質問にございましたとおり、長滝地区に設置されます白山瀧宝殿、建物は既に設置がされておりますが、地元の三社寺が昭和46年に国、県、町の補助金、白鳥町でございますが、寄附を活用して建設された文化財収蔵庫、これを今般、ことしの1月に市のほうへの寄附の申し出がございまして、今議会で博物館設置条例の改正をお願いして、4月から市で直接管理運営を行っていくというようにしております。

白山瀧宝殿はこれまで民間の施設でございましたので、運営・活用面に多くの課題もございました。1つ、ここに収蔵されておりました宋版一切経のほうのかびの除去といったようなものもその1つではございますが、今後は市の所有になりますので、これまでの運営・活用のあり方を大幅に見直していきたいと思ひますし、ただいま議員の御提案にございましたとおり、もともとは白山文化博物館の別館という、所有者は別になっておりますが、別館というような位置づけも当時あったようでございます。

それが市のほうに直接、白山文化博物館並びに白山瀧宝殿も市の直営になりますので、これまでの運営・活用の方法を見直したしまして、地元の町内、あるいは民間の各種団体の方と連携をいたしまして、美濃馬場全体の一体的な保存・活用を図っていききたいというふうに思っております。

また、建物のことばかりではございませんで、来年度、白山瀧宝殿のほうでは、こちらの場所は違いますが、講演会、市民講座、企画展示などの各種イベントを計画しております。平成29年度、今年度でございますが、白山1300年といったようなことで打ちましたところ、ちょっと手元に具体的な入館者数はございませんが、入館者が例年より伸びております。

大変ありがたいことでございますが、やはりこういった企画展といったようなものを工夫を凝らしながら続けていきたい、その中でことし9月には、先ほど申し上げました宋版一切経が修復を終えて戻ってくる予定でございます。これを秋には一般公開のお披露目でございましたり、あるいはそれを記念いたしました記念講演会、あるいは歴史講演会といったものをやっていきたいというふうに思ひます。

また、白山文化博物館と白山瀧宝殿の例えば共通の入館券、あるいは特別割引といったようなものも検討してはどうかといったような御提言もいただいておりますので、これもあわせて検討をしていきたいと。

それから、さらにそれに加えて、ことし6月には道の駅長滝に隣接いたしまして、清流長良川あゆパークがオープンいたします。オープン後は、この施設を活用して、市民向け歴史講座の白山文化ゼミナール、それから学習的な要素を取り入れた子ども体験講座などの体験学習プログラムを開催して、清流長良川あゆパークと連携を図っていききたいというふうに思ひます。

それによって、来訪客が白山瀧宝殿と白山文化博物館、そしてその周辺で長時間滞在ができる、

そういった仕組みを検討してまいりたいと思っております。

(18番議員挙手)

○副議長（田代はつ江君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ただいま瀧宝殿は文化博物館の別館というふうな話がありましたが、建築は瀧宝殿のほうが前でありまして、後から別館になったのかなと、そういう位置づけなのかなというふうなことを直感的に思ったわけですが、いずれにいたしましても、あその地域にあるものは大変歴史的にも、また文化的にも価値のあるものでありまして、ただあるだけではやはり何もそれによって皆さんが潤うというようなこともできませんし、また近くにおっても知らんというようなことがままありますので、物といたしますか、今、新しくつくった建物でなくして、もともとあそこにあった、そしてあそこが栄えたときにはそれなりの理由があつてそうなったんだろうとは思いますが、いずれにしても今そういう歴史的、文化的価値が見直され、またそういうものは今からできるものでもありませんので、今までの連綿と培われてきたそのものをそれこそ生かして、地域の活力につないでいかにやらんというのが、人に言うばかりでは、私どもも責任があることではありますけれども、一緒になって、地域の人に御理解をいただいて、あるものは総動員して、地域の発展といいますか、皆さんが思い思いのことが形になるような、そんな取り組みをしていただきたいというふうに願ひまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（田代はつ江君） 以上で、美谷添生君の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時35分を予定いたしております。

(午後 2時21分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長を交代いたしましたので、よろしくお願いいたします。

(午後 2時33分)

◇ 森 喜 人 君

○議長（渡辺友三君） それでは、7番 森喜人君の質問を許可いたします。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従ひまして質問させていただきます。

3つにわたりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。きのう実は娘とテレビを見ておりました。漫画からテレビになった番組なんです、「弱虫ペダル」という番組なんです、要するにサイクリングの高校生の競技の内容なんです、「目指せインターハイ」ということで、一生懸

命頑張っている番組でした。

1つ目は、クロスカントリー競技の強化ということでございます。

2月5日から4日間、開会式を入れますと、5日間となりますが、全国高校スキー大会、インターハイ、クロスカントリー競技が開催されました。男性が大体180名、女子が100名近い出場、郡上市からは北高校の2年生の松井君がただ1人参加をしてくださいました。

その後、平昌オリンピック、そしてパラリンピック、パラリンピックは今もやっていますが、18日までということですが、オリンピックにおきましては、日本勢が長野オリンピックを超える13個のメダルを獲得して、日本中が盛り上がったということでございます。

そういった中で、インターハイのときの宿泊施設の利用状況と経済効果、そして課題につきまして、さらに評価はいろんな評価があると思いますが、そういったことも含めて、商工観光部長にお伺いします。

○議長（渡辺友三君） それでは、教育次長 細川竜弥君。

（発言する者あり）

○7番（森 喜人君） それでは、教育次長がお答えになるということであれば、初めてということもありまして、運営上、かなり幾つかの問題もあったということもお聞きしておりますので、そういったことも含まれると思いますので、お聞きをしたいと思います。

予約等、いろんな混乱があったということもお聞きをいたしました。そうした課題、今後の取り組みにつきましてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、このインターハイ、スキー大会の経済効果等について答弁をさせていただきます。

こちらのほうでございますが、クロスカントリー会場へは、監督、選手、競技役員等、29都道府県から568名の参加をいただきました。

なお、参考までに高山市はアルペン会場でございましたが、44都道府県の717名の参加ということでございます。

宿泊につきましては、市内とインターハイ岐阜県実行委員会が名鉄観光に宿泊業務に関する委託契約を行いまして、会場地となる高鷲観光協会、また白鳥観光協会と連携をとりながら、宿泊場所の確保、配宿などを行いました。

宿泊実績につきましては、コースオープンをした1月31日から2月8日の大会最終日までの宿泊者実績ですが、監督、選手、競技役員等を含め、延べ4,016人、宿泊費の合計3,804万6,240円でございます。うち郡上市内の実績として、宿泊場所は11カ所で、宿泊者の延べ人数2,190人、宿泊費の合計2,029万7,520円でございます。残念ながら、この差でございます1,826名、宿泊費の合計

1,774万8,720円につきましては、これは荘川エリアでの宿泊となりました。

この原因でございますが、大会日程がウインタースポーツのハイシーズンであったといったようなことから、一般の観光客の宿泊もございまして、会場地の最寄りのひるがの高鷲エリアでの宿泊の場所の余り確保ができなかったということでございます。

また、宿泊場所でのワックスルームの確保、選手のユニホーム等の大量の洗濯物などの対応が難しい宿泊所があったということでございます。

なお、このほかには、ただいま申し上げました1月31日から2月8日以外には、1月27日から東北の選手団の一团が既に現地で合宿を行っております。これについては、ちょっと数値を持ち合わせておりませんが、そういう効果もございました。

また、昼食でございますが、弁当につきましては、郡上市内の2業者に発注いたしまして、地元の食材を多く取り入れ、栄養的にバランスのとれたものになるよう配慮し、実食は2,433食、昼食費の合計といたしましては194万6,400円ということになりました。

課題といたしましては、ただいまの件が市内で全て確保できなかったということでございますが、ただ、こういう点の御意見もいただきました。八幡町エリアも宿泊していただきましたが、これは会場から離れておりますので、ちょっと不平不満が、苦情が出るかなというような心配をしておりましたが、高速道路のインターンも近く、市街地であったため、非常に店がたくさんあったりとかといったことで、便利でよかったといったような意見も聞かれました。

また、大会期間中、高速道路で事故が発生いたしまして、一部のチームが競技開始時間に間に合わないかもしれないという可能性もございましたが、一般道を利用して、おくれることはございませんでしたが、この点につきましても、宿泊場所から会場地までの選手の移動方法についても考慮が必要かということを課題と思っております。

なお、運営のほうにつきましては、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えさせていただきます。

全国高等学校スキー大会の成果については、組織力の強化ができたこと、それから全国に誇る、すばらしい公認コースの知名度がアップできたこと、それから地元の高校生が選手や補助員として活躍できたという成果がある反面、運営上については2点課題と考えておりますし、あわせてその対応についてもお答えさせていただきます。

1点目の課題については、役員の過重負担、このことについては、コースづくりから、それからコースを練習用にオープンする大会5日前から、大会とあわせて長期間にわたって作業が必要であり、一部の役員に負担が集中して苦勞をかけたこと、また幸い大きなトラブルはなかったものの、日がわりで役員が交代していたこともある等、トラブルを防ぎ、今後よりスムーズな大会運営を行

うためには専任に、それから役員の人数をふやしていく必要があるというふうに考えております。

今後の対応については、全国大会を実施する場合については、先ほど言いましたように、大会役員の増員と、それから大会役員の育成を計画的にやっていきたいなと思っております。

課題の2点目でございますが、会場までの交通案内という点を課題と感じております。クロスカントリー会場までの交通手段としては、選手はチームごとにバス等で直接会場入りしておりますが、その選手を応援する人たち、選手以外の応援者は、公共交通機関がなく、インターネット等で検索することも難しかったことから、事務局への問い合わせが多数寄せられて、大変でした。

今後の対応としましては、鉄道、バス、タクシー、レンタカー等を想定したクロスカントリーコース会場までのルート情報について、市のホームページ等に掲載する等、PRに努め、大会会場の知名度のアップにも図っていききたいなと考えております。

以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森喜人君。

○7番(森 喜人君) インターハイというのは、恐らく今後そんなに来る大会ではないと思いますが、3年に一度は東海北陸大会というのが必ず行われます。福井県と、それから富山県、岐阜県、この3県で回すということになっていますので、必ず3年に一度は来るということでありまして、それから毎年岐阜県の大会は行われますし、静岡県、三重県とか、愛知県なんかもやるかもしれませんが、そういったところの県大会も行われる可能性もあります。

そうしたことをちょっと踏まえておいていただきたいということと、それから今の中学校1年生の選手が実は高山で1人もいないんですね。これは恐らくこっちに会場が移っちゃったからだと思うんですけども、できればそうした高山のほうの選手育成というか、選手がスポーツをやってほしいということも含めて、郡上市の選手育成というのは非常に重大な課題があろうかと思っておりますので、そこら辺の決意を教育長のほうからお伺いしたいと思っております。

○議長(渡辺友三君) 教育長 石田誠君。

○教育長(石田 誠君) ことは平昌オリンピックで日本勢が活躍をして、大変盛り上がったこともありますし、それからことし3月号の広報郡上の表紙には、このようにクロスカントリーのスキーを取り上げていただいて、この関心が高まっていることは非常にうれしく思っております。

そこで、選手の育成についての決意ということで、2点申し上げたいと思っております。

まず、クロスカントリースキーの普及による底辺の拡大を図っていききたいと思っております。平成27年度よりクロスカントリースキーの普及と選手の育成を含めて、郡上市スポーツアドバイザーに元オリンピック選手の簗修子さんを講師に迎えて、クロスカントリーのスキー教室や、それからローラースキーの教室を開催しております。

当期においては、今年度は牛道小学校の23名、それから北濃小学校の44名がそれぞれのグラウンドでクロスカンリースキー教室を開きましたし、高鷲北小学校の24名については、デイリー郡上・牧歌の里クロスカンリースキーの公認コースを利用して、クロスカンリースキー教室を実施しました。今後も継続して、参加する学校をふやしていきたいなと思っております。

2つ目でございますが、今日、議員の方の中にも全国大会にクロスカンリースキーで参加されたり、アルペンで参加されている方がお見えですが、全国に出場できるような選手を育成するための競技力の向上を図りたいと考えています。全国スキー大会については、郡上開催ということもあって、先ほど紹介があったように、地元の郡上北高校の子が参加してくれました。

今後、さらにこの公認コースを生かして、練習会場を整えるとともに、引き続きクロスカンリースキーの選手育成を図っていききたいと考えております。特に、夏場、他のスポーツに入っている人たちにも照会をかけて、スポーツ少年団、スポーツ団体等を通して、スポーツのこのクロスカンリースキーになじめるような体験をしていただくようなことを考えていききたいと思っておりますし、現在、選手である郡上北高校の2年生の男子1名、それから高鷲中学校の1年生の男子については、また今後の希望者に練習用のスキーや、それから夏場の練習用のローラースキーを貸し出して、体力や技術の向上を図っていったら、競技力の向上を図りたいと思っております。

以上です。

(7番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に行きます。

2つ目の質問は、29年度の重要施策でありました。ちょっと絞りまして、3つの施設というふうにししましたけれども、これは地域拠点施設ということで、重要な施設だというふうに思います。郡上市産業プラザは、竣工式がこの2週間後、3月29日に行われます。総工費といいますか、が約9億円ということなんですが、それから郡上市歴史資料館、これも同じ3月29日に竣工式、総額7億3,000万円というようなことなんですが、それから道の駅も、これ周辺の施設というふうに書きましたが、あゆパークは5億3,000万円、それから道の駅が1億5,000万円、これは竣工式、6月2日ということでございます。

いよいよこういった施設が完成をしていくわけでありますけれども、一番肝心なこと、画竜点睛という最後の最後の問題なんですが、どういった人材発注をするのかということであります。画竜点睛を描くとも欠くとも言いますが、描くはライト、それから欠くはロスト、画竜点睛を描けるのかどうかということで、最後はどういった人材を配置されるのかということが一番重要なポイントだというふうに思っております。

郡上市産業プラザにおきましては、これは産業プラザの所長さんもそうなんですけども、私が一番気になりますのは、このマネジャーといいますか、ワンストップでいろんなサービスができる、そういう人材、これは福手部長もケーブルテレビに出て説明しておりましたが、商工観光関係はあれでいいと思うんですが、例えば婚活の問題であるとか、また土地を紹介するとか、住むところを紹介するとか、そうした全てのものをワンストップでできる人材を配置できるかどうか。

実は滋賀県の高島市に大分前に行ったときに、そこに40歳を超える男女、男の人と女の人、2人おりましたけれども、そうした人を配置して、ワンストップで全てのサービスをやっているということをやっておりました。そうした方を配置できるかどうか。

それから、郡上市歴史資料館については、自由な発想を持った館長さんといいますか、そういう民間でなくてもいいかもしれませんけれども、そういう自由な発想を持った館長をいかに置けるかどうか、それから道の駅周辺の施設につきましては、先ほど道の駅の話も出ておりましたが、この施設の周りには、あゆパーク、それから白山文化博物館、それからエコパークもありますし、長良川鉄道、それから長滝の神社、長龍寺、それから石徹白、そういったものを全て統括的に見ることができる。いろんな立案をして、企画を立ててやっていける、そういう総合的な判断ができる人材を配置できるかどうか、これは私の考え方なんですけど、市長はどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今、森議員から、今年度建設を進めております産業プラザ、あるいは28年度から進めてまいりました郡上市歴史資料館、そしてあゆパークとともに、建設、改築をいたしましたしろとり道の駅の根幹施設、こうしたものの運営に当たって、市としてそういう人的な配置等についてどう思うかと、こういう御質問でございました。

まさにおっしゃるとおりでございまして、箱物だけつくって、その運営のソフトがうまくなければ、まさに画竜点睛を欠くということであるかと思えますし、またほかの言葉で言うと、よく「仏作って魂入れず」と、こういう言葉もありますけれども、その点は心していきたいというふうに思っております。

特に、今、産業プラザ、この前で建設がほぼ今、最終仕上げに向かって進んでおります。私も毎朝楽しみに見ておるわけですが、この産業プラザには、これまでも御答弁しておりますように、幾つかの関係の機関、団体が入ってまいります。

そして、そういう市の産業振興であるとか、あるいは観光、あるいはお話がございました婚活、移住、定住、そういったさまざまなもの、シルバー人材センターなどもございますが、そうしたも

のが入るわけであります。

また、郡上ケーブルテレビの放送部門も入ってくるわけですが、こうした関係者ができるだけ密接に連携をして、総力を挙げていかなければいけないというふうに思っております。

そういう効果を高めるためにも、今回ソフトのいわば仕組みとして、産業支援センターというものをソフトの仕組みとして立ち上げていくということでございます。この支援センターは、今、各地で〇〇ビズという、「SEKIビズ」とか「OKAビズ」とか、そういう一種の事業者のための相談に応じる組織が各地で立ち上がっております。

そういうものの一つでもあるというふうに基本的には思っておりますけれども、この事業をどうするかということでございますが、当面まず発足、初年度におきましては、ただいまもお話ございましたけれども、もう既にマネジャーと、もう一人、アシスタントとしての職員は雇用してございます。

そして、さらにセンターには、センター長という職務を置こうと思っておりますけれども、いずれにしろそういう形でとりあえず発足をいたしますが、確かにワンストップでいろいろな需要に応じていくというためには、1人ではもちろんできない。マネジャーが幾ら多才多能であっても、ということだろうと思います。いろいろなところをごらんいただいているかと思ひますし、また先ほど滋賀県の高島市のお二人がペアになってやっておられるという話もお聞きをいたしました。

これは市役所のほうの一つの機構であるのかどうか知りませんが、そういうことであります。郡上市の場合、ほかの、先ほども言いました〇〇ビズというようなところは、スタッフとして有能なマネジャーさんと何人かがおられるようでございますが、それはそういう形で、一定のチームでもっていろいろな仕事を対応しておられるんだろうと思いますが、私ども今、郡上市のこの産業支援センターにつきましては、先ほど申し上げましたように、商工会を初め、いろんな機関が入っておりますので、このマネジャーが案件に従って必要なスタッフを、そういう同じ建物におりますから、あるいは呼べば来てもらえるという立場に、金融機関等の方々にも協力をしてもらうということになっていると思いますが、そういうことでやりますので、そのマネジャー1人が対応する、あるいはマネジャーとセンターの職員だけで対応するというだけでなく、入居をしているいろんな関係機関の例えば経営指導員であるとか、いろんな情報を持ち、日々それぞれの仕事をしている人たちにこの案件に応じて立ち会ってもらって、そしてさらにまたいろいろ次の段階へつないでいくということになるかと思ひますが、そのようなことを考えていますので、とりあえずマネジャー1人と、それからアシスタントになるべき方は1人ということで、それにセンター長というような形で発足をさせていきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、発足1年目ですから、いろいろなことをやってみて、その結果、どうしてもこれだけでは足りないというようなことであれば、また考えなければいけないかと思ひます。

そういうことで、今回のこの産業支援センターにつきましては、できるだけどのような用向きで、どんなことが相談したいのかということをもってマネジャーのほうで予約制のような形を原則として、お聞きをして、そしてどんなスタッフをそろえて、当日皆さんと一緒にワンストップで相談に応じたらいいのかという点をアレンジして、お待ちして相談を受けるという、とりあえずそういう格好をしたいと思います。

もちろん、飛び込みの方も、予約していないからだめだとかということではなくて、そういう方がいらっしゃれば、それなりのそのときの可能な限りの対応はするということになるのではないかなというふうに思っております。何にいたしましても、この産業支援センター、一つの目玉でもありますし、既にマネジャーとして就任していただいた方も大変意欲的に仕事の今準備を進めとっていただきますので、そういう形で滑り出しをしたいというふうに思っております。

それから、次に歴史資料館でありますけれども、これにつきましても、これで待望の歴史資料館ができて、いろんな郡上市に、明治以降、各役場等で保管をされておりました貴重な行政文書、文章等、あるいはまたそれよりも時代をさかのぼって、市が持っているもの、あるいはこれからも民間の皆様等から寄託をしていただける、あるいは寄附をしていただけるような歴史的な史料というようなもの、その他非常に郡上に関係のある美術、工芸等々、あるいはまた地下のほうには埋蔵文化財で既に、いわば掘り出したものといえますか、そういうようなものでしっかり収蔵しているものがございますので、改めてそちらのほうへ移していこうというふうに思っておりますが、いずれにしろ、これから将来へわたって貴重な文書、史料類を非常に今後長期にわたって収蔵していくという意味では、湿度であるとか、いろんな意味で、虫が食わないようにとか、そんなような意味で、環境面において、最善の環境を整えて、受け入れて、そしてそれをただ収蔵しておくだけでなしに、やはり適切な整理、分類をして、そして歴史研究とか、いろんな御関心のある方に、可能なものは閲覧していただけるようにというような機能を備えていきたいというふうに思っております。

そして、余りスペースとしては広くはないんですけれども、若干の会議室的なものもございますし、あるいはテーマに応じて小規模な展示等もできるスペースもございますので、そういうものを活用してまいりたいというふうに思っています。

そして、今進めております郡上市史の編さんの拠点にもしたいと思っておりますし、また今、郡上にはいろんな歴史研究のグループの方々が郷土史家といえますか、地方史を研究しておられる方々、あるいは文化財保護等を中心にしておられる方々、中心に活動も盛んでございますから、ぜひそういったところのいろんな研究会であるとか、交流会であるとかというようなことを、発表会であるとかというようなことにも、スペースの許す限り使ってもらえればというふうに思っております。

この歴史資料館の人的な配置であります。館長と、それから市のいわば正規の職員と、それか

ら既に採用をいたしておりますが、歴史研究の専門家としての嘱託員、それから受付であるとか、資料整理のための臨時の職員の方々等々のスタッフでやってまいりたいというふうに思っていますが、館長さんにつきましては、今お話がありましたように、これをそういう民間の館長さんをお願いするというのも一つの考え方かと思えますけれども、ちょっと行政、歴史資料館的なもので、ここ立ち上がり数年は、かなりいろんな実務的な体制を整えていくというためには、いろんな実務能力的な問題等も必要かと思えますので、適材の配置をしてまいりたいというふうに思っております。

また、今そういういろんな歴史研究をしておられる方とか、そういうような方について、いろいろこれからのこの資料館を運営していくための専門委員会のようなものもつくっていかねばいけないと思っていますので、そういったところに有識者であるとか、そういった方々のまた御参画もいただくというふうに思っているところであります。

いずれにしろ、これも非常に待望久しかった施設でありますので、いろんな関係者の皆さんに喜んで利用してもらえるように、またこれが郡上の歴史や文化の深みを来ていただいた方に見ていただけるような施設に、若干のそういう施設にもなればというふうに思っている次第でございます。

それから、歴史資料館につきましては、先ほどお話がございましたように、この年度内に建物としての竣工式は行いますけれども、その後、4月に入ってから、市民の皆さん等に若干の展示物等も、史料等も展示しながら、内覧会のようなものを開きたいと思いますが、実際にこの収蔵施設に入れるべきいろんな文書等については、薫蒸と申しまして、虫がつかないようにするような処理をするとか、いろんな処理をしたり整理をしたりしながら、10月ぐらいに本格運用に入っていきたいと。そして、そのときには本格的ないろんな展示であつたり講演会であつたりといえますか、そういうようなことも含めてやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、道の駅、あゆパーク等々でありますけれども、6月に、既に今、道の駅につきましては、仮オープン的に建物ができましたので、若干の営業をやらせていただいておりますけれども、あゆパークとともに、6月に本格オープンをしていきたいと思っております。

道の駅そのものは、これまでと同様、株式会社しろとりに指定管理をさせていただいておりますので、そこで責任を持ってやってもらいたいと思えますし、それから道の駅につきましては、県の施設で、市が指定管理者の指定を受けて、まず第一義的にその運営に当たっていくということでございまして、これにつきましては、県のほうからも一定の職員を置くようにということを求められておりますので、そうした職員を置いてまいりたいというふうに思っているところでございます。

そして、先ほどお話がございましたように、ぜひこの道の駅、あゆパーク、それから白山文化博物館、それから先ほどもお話がございました瀧宝殿であつたり、白山文化の拠点であるあの地区、

あるいはさらには石徹白というようなところもあるかと思いますが、こうしたところが相乗的にいろんな効果を出すような取り組みをしまいたいというふうに思っております。

そういうことで、道の駅のほうには、いわゆる支援員といいますか、これまでもいろいろふるさと支援員のような形で活躍してもらっているような人材もまた新年度は配置をしていきたいというふうに思っていますし、それからそういう仕事をある程度統括的にできる人材の配置をということがございました。これももともとだと思いますので、そういう意味で、白鳥の文化創造館、あるいは白山文化博物館のそれぞれの館長を兼ねて、そして白鳥北部振興担当というミッションを与えて、1人、課長級の職員の配置をいたしたいというふうに思っております。

また、県のほうからは、せっかくこういうあゆパークというものをつくるので、先ほどおっしゃったような趣旨を含めて、県と市と、しっかりいろんな関係者の参画も得て取り組みをやっていきましょうということで、そうした関係の協議会もつくりまして、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 丁寧な御説明をいただきました。ありがとうございました。

3つ目に入りたいと思います。

これは実は白山開山1300年、ことし1年になるわけですが、1400年に向けてというようなことで、これからどんなことをされるのかなということでもあります。

そして、市長が言っておられるように、明治150年ということなので、そうしたことの年なんだなど、きょう、ことし思っておるわけですが、まずクロージングイベントが過日開催をされました。白山市、それから勝山市ですか、それから郡上市と、3つの市の発表会といいますか、報告会がありましたけれども、そのことについての市長の感想と、今言いましたように、1301年、それから明治150年事業としてどういうことを考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、希望といたしましては、郡上市においても、この29年度だけでなしに、前から取り組んでまいりましたけれども、いろんな重要な取り組みが皆さんの御協力のおかげでできたことを感謝したいというふうに思います。

そしてまた、その取り組みには、きょうおいでになった北濃小学校であるとか、この間、クロージングイベントでは、大和南小学校の子どもたちがいわば謡の稽古の成果を見せてくれたり、そういう形で、子どもたちも白山1300年という形の一つの節目のイベントに参画をして、そして宣言を読み上げてくれたというような中で、しっかり継承していければというふうに思っております。

また、当日それぞれ、石川県の白山市、あるいは福井県の勝山市の取り組みもそれぞれ発表されましたけれども、特に白山市なんかの多彩な取り組みについては、郡上市は学ぶべきことがあるなというふうに思っております。

そして、特にそういう白山市、あるいは勝山市、大野市、郡上市等々、この白山麓を囲む自治体の今後の連携を深めていかなければいけないということも思いました。

そして、特にあの時点においても1300年の記念のクロージングイベントでなくて、これは1400年のオープニングイベントにすべきだという御指摘がございましたが、まさに次なる節目に向かって、さしずめ新しい新年度は白山開山1301年ということで、先ほども話がございました宋版一切経なんかも戻ってまいりますし、あのクロージングイベントのときに、私も申し上げましたけども、明治150年という節目、そのまさにそういうときに白山信仰とか、白山文化に大きくかかわった神仏分離令というようなものが出たという節目の年でも、150年前はあるわけでありまして、そういう歴史を振り返る一歩にもできればというふうに思っております。

(7 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7 番（森 喜人君） きょうは、実は鎮守の森コミュニティ構想というのをちょっと質問したかったんですけど、時間がありませんので、また次回に回します。

1 つだけ、今ちょっと150年というお話がありました。郡上市も観光立市を目指しておりますし、また日本という国も観光立国を目指しているということでもあります。

しかし、私は思うんですが、自分の地域に本当の意味で、自分の国に誇りを持っていないと、なかなかこの観光立市といっても難しいのではないかな。もちろん、自然がありますので、そうしたことでいいと思うんですけども、ちょっとこのことについてお答えいただきたいと思います。

聖徳太子からずっと、今言われましたように、神仏習合、神仏混淆ということがスタートといたしますか、そのころからあるわけでありますけれども、明治維新によって神仏分離、もしくは廃仏毀釈ということで、本当に大変な、仏教が否定をされて、日本の魂がずたずたに引き裂かれたのではないかというふうに私は思っているんです。

明治維新は、明治の志士たちはテロリストだという本もありますけれども、そうした本もあるぐらいで、大変なことだったんだと、千四、五百年ぐらいの歴史を一気に否定してしまったような内容があります。

それから、1945年、敗戦によって、アメリカのGHQが国家神道の保護をされました。そのときに白洲次郎という人物の本を実は読んだんですが、「プリンシプルのない日本」、プリンシプルというのは、日本としての主義だとか信念だとか、そういったものですね。そうしたものがなくなってしまったんだというような本を書いております。

この150年の間に日本という民族、もしくは郡上もそうですけども、本当に基本的に何か魂を失ってしまったような中で150年が過ぎてしまったような感じが私はしておりますけども、そうしたことに對する私たちは真剣に振り返るときが来ているのではないかなというふうに思っておりますが、市長はどんなふうにお感じになっておられるでしょうか、この150年を。よろしくお答えください。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この日本の歴史であるとか、そういうものをどういうふうに見るかというのは、非常に難しい問題だろうというふうに思います。白洲正子さんの旦那さんの白洲次郎さんの話が出ましたが、**「プリンスのいない日本」**であるのか、ただ日本人というのは非常に融通無碍な性格があつて、もともと八百万の神というような宗教といいますか、宗教観があり、それがまた仏教が入ってくれば、仏教とうまく習合していく、あるいは儒教というようなものの思想も受けていくというような形のある意味では非常に融通無碍なところがあるというのが日本の歴史の特色ではないかというふうに思っております。

明治になってからの一つは、文明開化、殖産興業、あるいは富国強兵というようなスローガンのもとに近代化の道を歩んできたわけですが、そういう中で、日本の一本通ったところをどういう、何といいますか、そういうことについて、いろいろ心配した知識人はいっぱいおるわけでございまして、例えば夏目漱石なんかも、非常に日本の近代化ということと日本人のあり方というようなことについては、苦悶をして、苦悩をして、いろんな著作を出しておられますけども、そういう中で、日本人のあり方というものを文明開化というような中で失われていくんじゃないかというような苦しんだ知識人もおるわけでございまして、私たちは、単によかったよかったということでもないし、かといって非常にそのことによって、しかし、これはある程度世界の中で、国としても伍していくためには、とらざるを得なかった道でもあるし、しかし、その中には、先ほどおっしゃったように、今度の戦争に突入をしていく中で、いろいろなことが起こったということを全て、この間から申し上げておりますけれども、いろんな歴史の事実、光と影というようなものをしっかり見定めながら、非常にまたこれからも難しい世界の中にあつて進路が難しいわけですが、謙虚に考えていく、そして道の誤りないように、国際的にも日本の道を歩んでいく必要があるというふうに思っております。

（7番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 今のお話を踏まえて、次回また質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、森喜人君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで本日の予定は全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでした。

（午後 3時15分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会副議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 三 島 一 貴

郡上市議会議員 美谷添 生